

Title	米中接近と朝鮮戦争軍事停戦体制：国連軍司令部の温存と米朝直接協議提案の起源
Sub Title	The Korean military armistice in Sino-US rapprochement : preservation of the United Nations Command and the origin of the DPRK's proposal for direct talks with the U.S.
Author	倉田, 秀也(Kurata, Hideya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.12 (2010. 12) ,p.373- 419
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小此木政夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101228-0373

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米中接近と朝鮮戦争軍事停戦体制

——国連軍司令部の温存と米朝直接協議提案の起源——

倉 田 秀 也

- 一 問題の所在——「大國間の協調」の攪乱要因——
- 二 軍事停戦体制「局地化」と「大國間の協調」——ロジャース少将提案——
- 三 「力の真空状態」と多國間關係——南北赤十字會談の二つの側面——
- 四 中國國運加盟と平和体制の國際管理案——國連の権能の剝奪とその限界——
 - (一) 「朝鮮半島の公認された平和的地位」——「ポーロII」での討議
 - (二) ヴェトナムと平和と北朝鮮——朴成哲ハノイ訪問
 - (三) 「上海コミュニケ」と國連の権能——米朝直接協議の余地——
 - (四) 朴正熙「國家非常事態宣言」と金日成の「平和攻勢」——李厚洛の大國間保障案
 - (五) 「上海コミュニケ」と國連軍司令部——「クロス接触」の端緒
- 六 結語——「四大國保障論」への接近と限界——

一 問題の所在——「大国間の協調」の攪乱要因——

一九七〇年二月、ニクソン (Richard M. Nixon) は外交教書で、その前年のアジアの駐留米軍の削減を骨子とする「グアム・ドクトリン」を「ニクソン・ドクトリン」として定式化し、同年三月末には約二万名の在韓米軍の削減を指示する国家安全保障決定覚書 (National Security Decision Memorandum: NSDM)・48 を纏めた。これを受け翌七一年三月、ニクソン政権は、朴正熙政権の強い抵抗にもかかわらず、第七歩兵師団の撤収を強行し、それまで非武装地帯の後方を担当していた第二歩兵師団も再配置した。これにより、韓国軍が全軍事境界線の防衛を担当することになり、ニクソン政権が試みた韓国国防衛の「韓国化」はここに一応の結実をみた。^①

しかし、この外交教書が、同盟国への米国の軍事コミットメントの通減だけでなく、中国との関係構築を謳っていた以上、ニクソン政権の朝鮮半島政策は、中国との「大国間の協調」の中に位置づけて初めて輪郭を整えることになる。この文脈で、「ポーロー」と呼ばれるキッシンジャー (Henry A. Kissinger) 大統領国家安全保障担当特別補佐官の第一回秘密訪中を経て発表されたニクソン訪中公告 (一九七一年七月一日) が、朝鮮半島に及ぼした影響は計り知れない。すでに朴正熙は一九七〇年の光復節で「善意の競争」提案を行い、北朝鮮との対話を提議していたが、七一年の新年辞で米中関係の改善に触れつつ、北朝鮮が「この地域で力の真空状態ができ、共産主義が自由主義に比べて相対的に力の優位に立っている」という「誤った判断」を下すことを懸念していた。^② ニクソン訪中公告で朴正熙が抱いた安全保障上の懸念は現実のものとなったが、それを緩和すべく大韓赤十字社が北朝鮮に南北赤十字会談を提案した。他方の北朝鮮も、それまで「南朝鮮革命」を人民民主主義革命と規定し、「南朝鮮人民」に統一革命党の下に労働者と農民が結集して朴正熙政権を打倒することを鼓吹していたにもかかわらず、南北赤十字会談の提案を受け入れ、打倒の対象であった朴正熙政権との対話に着手したのである。^③

米中接近は朝鮮半島における紛争「局地化」の端緒となり、「大國間の協調」の形成と表裏一体の關係を形づくったが、両者が最も有機的な關係をもったのは軍事停戦体制であった。ニクソン訪中公告の直前、国連軍側首席代表のロジャーズ (Felix M. Rogers) 空軍少将は、非武装地帯における軍事的信頼醸成措置とともに、米軍將校が担っていた国連軍側首席代表を韓国軍將校に交替することを提案した。またその間、中国は一九七〇年四月の周恩来國務総理の訪朝を機に、文化大革命期に冷却化した北朝鮮との關係改善に成功し、空席を強いられていた軍事停戦委員会にも中国人民志願軍代表団を復帰させた。⁽⁴⁾ この時期、軍事停戦体制はそれを南北間に「局地化」する提案を介在させつつ、常態を取り戻したことになる。しかし他方、朝鮮半島における紛争「局地化」とは、韓国の安全保障のためソウルに駐留した国連軍司令部、また、同じくソウルで統一問題の解決における国連の責任を象徴していた国連韓国統一復興委員会 (United Nations Commission for Unification and Rehabilitation of Korea: UNCURK) の二つの国連の権能を剝奪することを伴う。キッシンジャーは「ポーロII」と呼ばれる一九七一年一〇月の二回目訪中の際、周恩来との間で、軍事停戦体制の平和体制への転換、国連軍司令部、UNCURKについて議論を交わしたが、南北赤十字会談予備会談の進行中、米中両國が韓国から国連の権能の剝奪をいかに捉えたかを検証することは、紛争「局地化」と「大國間の協調」とが相互にいかに作用したかをみる上で必須となる。

ただし、これが南北朝鮮に容易に受け入れられたのかには再考の余地がある。第七代大統領選挙(一九七〇年四月二七日)を前に展開された「安保論争」⁽⁵⁾で、新民党選出の金大中候補は、南北間の武力不行使を訴えつつ、米中關係の改善、中国の国連加盟を予期した上で、周辺四カ國に不戦を誓約させる「四大國保障論」を提唱していた。この構想自体、朝鮮半島における紛争「局地化」と「大國間の協調」と前提としていたといつてよい。「四大國保障論」は、これを批判した朴正熙が第七代大統領に就任して一旦葬られたが、その後金大中が予期し

たように、ニクソン訪中公告に続き、キッシンジャーの「ポーロⅡ」の終了に合わせるかのようになり、第二六回国連総会では中国の国連加盟が実現した。すでに朴正熙はニクソン訪中公告を受け、南北赤十字会談を提起していたが、中国の国連加盟、ニクソン訪中を「大國間の協調」と捉え、周辺諸國に朝鮮半島での武力不行使に関する誓約を求めたならば、それは「四大國保障論」を追認することに他ならない。しかし、朴正熙が「四大國保障論」を追認するか否かはともかく、当時の国内政治状況は、必ずしも朴正熙が統合された統一外交政策を展開する条件にはなかった。新民党は「珍山波動」と呼ばれる党内混乱の中、金弘壹を党首権限代行として第八代国会議員選挙（一九七一年五月二五日）に臨んだが、総二〇四議席中八九議席を獲得し、第七代国会選挙（一九六七年六月八日）での四五議席をほぼ倍増させ、朴正熙の退陣を求める学生らの運動も苛烈を極めていたのである。

北朝鮮に目を転じてみても、ニクソン訪中公告を受け朴正熙との対話に着手したとはいえ、それは不可逆の趨勢とはいえない。興味深いことに、キッシンジャーは「ポーロⅡ」の際に周恩来に対して、北朝鮮が一九七一年一月に「ルーマニア副大統領を通じて」米國に接触を求めてきた事実を知らせ、米國政府が「非常に融和的な返答」をしたにもかかわらず、北朝鮮からは無反応であったことを明らかにしていた。⁽⁶⁾ 北朝鮮は過去、「プエブロ号事件」の事後処理で米國と交渉したこともあり、アメリカ共産党、黒豹党などの団体との交流も維持していたが、キッシンジャーが公表した内容は、北朝鮮が第三國を介した政府間接触の試みであり、それ以前の対米接触とは次元を異にしていた。北朝鮮が対米関係に傾斜すれば、それは紛争「局地化」の構図を崩壊させ、朝鮮半島に関わる米中兩國の「大國間の協調」を動揺させることになる。周知の通り、北朝鮮は一九七三年八月以降、南北対話を決裂させ、七四年三月に米國には平和協定の締結を提起するが、⁽⁸⁾ 北朝鮮が南北赤十字会談を進めつつ、対米関係を統一政策の全体像の中にいかに位置づけていたかを検証することは、後に北朝鮮が平和協定の締結を求める政策上の起源を探ることにもなる。

二 軍事停戦体制「局地化」と「大国間の協調」——ロジャーズ少将提案——

NSDM・48は在韓米軍二万名の削減を指示する文書であり、第七歩兵師団の撤収と第二歩兵団の再配置はこれを実行に移した形となったが、この文書は「板門店における国連の安全保障上の責任を引き続き果たすことと両立する形で、非武装地帯内の米国の軍事プレゼンスを最低限に引き下げる」(傍点は引用者)ことも指示しており、軍事停戦体制にも波及する内容になっていた。これを受け、軍事停戦委員会国連軍側首席代表のロジャーズ少将は、第三〇六次軍事停戦委員会本会議(一九七〇年一月一日)で、共同警備区域の警備兵を計三五名に削減するとともに「武装解除」させることを提案し、第三二六次軍事停戦委員会本会議(一九七一年六月二日)では、共同警備区域に限定されない「非武装地帯の非武装化」を提案した。⁽¹⁰⁾これらの提案は、「非武装地帯内の米国の軍事プレゼンスを最低限に引き下げる」ことによる抑止力の低下を軍事停戦協定の規定を履行することで相殺しようとするものであった。そもそも、非武装地帯の設置は、軍事停戦協定による兵力引き離し措置であったが(軍事停戦協定第一条一項、二項)、それは遵守されることはなかった。ロジャーズの「非武装地帯の非武装化」という逆説的な言辞は、非武装地帯の実態が軍事停戦協定の規定から乖離していることを反証していた。

これと関連して、一九七一年六月六日、ポーター(William P. Porter)駐韓米大使が国務省の要請で纏めた韓国の安全保障における国連の役割に関する報告は特筆されてよい。ここでポーターは、米軍将校が国連軍側首席代表を務める軍事停戦体制を換え、それを韓国軍将校に交替する案を伝えていた。⁽¹¹⁾ポーターはそれ以前、朴正熙に南北対話を慫慂していたが、⁽¹²⁾軍事停戦体制でもその制度的基盤をつくろうとしていたことになる。これを受けロジャーズは、第三二七次軍事停戦委員会本会議(一九七一年六月二日)で、①一定地域を設定し、双方の全

ての軍事要員を撤収し、共同監視班（双方佐官級二～三名と付属要員から構成）に非武装地帯内のあらゆる要塞、陣地、警備哨所、地雷原、鉄条網、その他の自由往来を妨げる人為的障害物に関する説明、その位置を記入した報告書を軍事停戦委員会に報告する、②軍事停戦委員会はその報告内容を討議し、それらを除去する措置をとった後、共同監視班がそれを点検し、全ての対象物が完全に除去されたことを確認し、反省報告書を軍事停戦委員会に提出する、③軍事停戦委員会はそれと隣接する新たな地域に点検作業を拡大し、右記と同様の方法で除去作業を実施し、非武装地帯全域のあらゆる対象物を除去するまで、これを繰り返し実施する、④いかなる武器、軍事要員も非武装地帯内に入りすることを禁止し、民間作業員が非武装地帯に入つて農耕・開墾することを許容し、非武装警察が各々の地域に入つて民間人を統制し、軍事境界線を越えないことを保障するという、非武装地帯の平和維持に関する四項目の提案を行った。⁽¹³⁾

もとより、ロジャーズの提案それ自体は新しいものではなく、北朝鮮も外務省代弁人声明を通じて、「何ら新しいものはない」⁽¹⁴⁾と批判していた。実際、ロジャーズの提案の多くは、軍事停戦協定の規定と重複していた。例えば、軍事停戦協定第二条B二三項は、軍事停戦委員会が非武装地帯および漢江河口に関する軍事停戦協定の規定の実施のための共同監視班一〇班を配置すると規定していた。しかし、ロジャーズの提案の要諦は、これらの軍事的信頼醸成措置の多くが南北間でとられることを想定していたことであつた。さらにロジャーズは七月四日、国連軍側首席代表を韓国軍将校に交替させることを提起し、これについて関係国の間で合意がみられれば、「軍事停戦委員会は韓国民を平和と統一に導く上で重要な役割を担う」⁽¹⁵⁾と述べたのである。ニクソン政権がNSDM・48に従つて第七歩兵師団の撤収と第二歩兵師団の再配置を強行しながらも、「ニクソン・ドクトリン」が韓国の安全保障に対する責任を謳つたように、ロジャーズの提案も米国が軍事停戦協定の事実上の署名者としての責任を放棄するわけではなかつた。したがつて、ロジャーズは、国連軍側首席代表を韓国軍将校に交替させるこ

とで、軍事停戦体制における国連軍側の主従関係を換えることを意図したといつてよい。ロジャーズはこの提案を「私見」と断っていたが、ポーターが事前に同様の内容の報告を続けていたことを考えるとき、「私見」とはいい難く、ニクソン政権内部で検討された結果、下された方針と考えてよい。そうだとすれば、「ニクソン・ドクトリン」による対韓軍事コミットメントの逡巡と南北当事者による軍事的信頼醸成措置は、表裏一体の関係を形づくろうとしていたことになる。

他方、ロジャーズの提案は、当時ニクソンがすすめていた対中関係の改善との関連でも大きな意味をもっていた。ロジャーズがこの提案を行ったとき、キッシンジャーは「ポーロイ」による秘密訪中の途にあり、キッシンジャーが北京で周恩来とニクソン訪中の可能性を模索していたとき、中国人民志願軍代表団が軍事停戦委員会に五年ぶりに復帰していた。中国はこれにより、中朝関係の改善を誇示でき、軍事停戦に関する討議に発言力を回復することができた。ニクソン訪中公告の直前、中朝友好協力相互援助条約調印一〇周年を記念して李先念國務院副総理、李徳生中国人民解放軍総政治局主任を代表する党政代表団が訪朝したが、そこに新たに中国人民志願軍代表団代表に任じられた何渠若も姿を現した。¹⁶ 何渠若はまた、朝鮮人民軍側首席代表の韓滢玉少将の所属部隊の集会にも出席し、その前年の周恩来訪朝の際に確認された中朝間の「戦闘的友誼」を謳い上げた。¹⁷

ニクソンが一九七一年の外交教書で、「ニクソン・ドクトリン」を対中関係の改善という大國間関係に位置づけたことを想起すると、ロジャーズの提案に前後して、中国人民志願軍代表団が復帰することで軍事停戦体制が常態を回復したことは象徴的であった。ロジャーズは国連軍側首席代表を韓国軍將校に交替する提案を行ったとき、「対話は本質的に政治会谈に発展し、南北間接触の性格に換えることもできる」と述べていた。軍事停戦協定第六条第六〇項が求めた「朝鮮問題の平和的解決を保障」するための「一層高級な政治会谈」として、一九五四年にジュネーヴ会議が開かれたように、ロジャーズは「政治会谈」の語に、南北間で軍事的信頼醸成措置をと

りつつ、それを平和協定に転換する可能性を含め、米中両国を含む多国間協議で議論することを念頭に置いていたのかもしれない。実際、ロジャーズは後に、軍事停戦委員会を「政治家と外交官が国際レベルで集まり、問題解決を図る機会を提供する場¹⁸⁾」と位置づけていたのである。

ロジャーズの提案が非公式とはいえ、それまで米韓間の緊密な協議の上になされた記録はない。これについて金鍾泌國務総理は「慎重に検討する時がきている¹⁹⁾」と発言し、慎重な姿勢を崩さなかった。当時の韓国は国連加盟国でなかったとはいえ、軍事停戦協定は「国連軍側軍事停戦委員会委員五名は国連軍司令官が任命する」(軍事停戦協定第二条B第二〇項)と定められており、韓国軍将校が国連軍側首席代表を務めることに法的問題はなかった。軍事停戦委員会で韓国軍代表を務めていた梁海卿提督も、国連軍司令官が共産側に通告さえすれば、韓国軍将校が国連軍側首席代表を担うことに「手続き上の問題はない²⁰⁾」との認識を明らかにしていた。この問題について国防部が用意した想定問答集²¹⁾をみても、韓国軍将校が軍事停戦委員会の国連軍側首席代表を務めることは望ましいとされ、それは北朝鮮が米朝平和協定の締結を主張する根拠を剝奪し、南北間の平和を保障する制度的装置になりうるとも記されていた。軍事停戦以来、北朝鮮は南北平和協定を主張しており、この時点で米国との平和協定を主張していたわけではなかったが、国防部は朝鮮人民軍と米軍が対話をほぼ独占している軍事停戦委員会の形態が、米朝平和協定を北朝鮮が提起する温床となりうると認識していたことになる。

それにもかかわらず、国防部が懸念したのは、軍事停戦協定に署名しなかった韓国軍将校が国連軍側首席代表になることを共産側が容認せず、それを強行すれば、共産側は軍事停戦委員会への出席を拒絶するであろうということであった。事実、朝鮮人民軍側首席代表の韓澄玉少将は、「国連軍だけが軍事停戦協定の守護者²²⁾」であると強調し、ロジャーズの提案を「断固拒否²²⁾」したという。また、この想定問答集は、北朝鮮がロジャーズの提案を在韓米軍撤収の兆候であるとの判断を下し、「武力赤化統一政策」を追求する可能性を指摘し、この提案を受

けられるかは、中国の国連加盟問題の帰趨をみると記していた。中国が国連加盟を果たせば、中国人民志願軍代表団が軍事停戦委員会に復帰したことを考えても、そこで朝鮮人民軍が主張する在韓米軍の撤退、国連軍司令部の解体の必要性を代弁すると懸念されたのは当然であった。この数ヶ月前、NSDM・48に従って、第七歩兵師団の撤収に続き、第二歩兵師団の再配置が強行されようとしたとき、韓国の合同参謀本部は、それには韓国軍現代化計画が達成されていなければならないとし、ポーターはこれに同調する朴正熙を含め韓国側の対応に不満を隠さなかった。⁽²³⁾一九七一年三月、米国は韓国の抵抗を抑えて第二歩兵師団の再配置を強行したが、このような経緯をもつ以上、韓国がロジャーズの提案を在韓米軍の追加削減の予兆のように受け止めたのは当然であった。

結局、ロジャーズの提案は実現することはなかった。ロジャーズが任期満了に伴い離韓するとともに、後任のフォーレイ (Francis D. Foley) 海軍少将が引き続き国連軍側首席代表としてその任期を務めると発表した。⁽²⁴⁾しかし、ロジャーズの提案が残した意義は、決して小さくなかった。軍事停戦委員会が中国人民志願軍代表団の参加を得て実質的な討議が行われたのは、第三一九次軍事停戦委員会本会談 (一九七一年七月二九日) であったが、⁽²⁵⁾共産側はロジャーズが提案した非武装地帯の平和維持に関する提案に対抗して、①在韓米軍撤収、②朝鮮半島への新型兵器の撤入の中止、③朝鮮半島に導入された各種兵器の撤出、④武力挑発と侵略行為の中止、⑤非武装地帯内の軍事施設の撤収・破壊、⑥共同警備区域内の秩序維持、⑦南北民間人の越境、自由往来の許容の七項目を提案した。⁽²⁶⁾そこには依然として、在韓米軍撤収などの原則的な主張もあったが、南北民間人の越境、自由往来の許容はロジャーズが行った四項目提案と重複していた。これらは南北間でとられる措置であるだけに、軍事停戦における韓国軍の責任と役割の増大を前提とする。中国人民志願軍代表団が復帰した後の軍事停戦委員会で共産側がこのような提案を行う中、それと接点をもつべく軍事停戦体制を南北間に「局地化」し、それを米中両国が「大国間の協調」で支えることは、ニクソン訪中公告後の課題として残されたといつてよい。

三 「力の真空状態」と多国間関係——南北赤十字会談の二つの側面——

朴正熙は第七代大統領選挙に当選し、金大中の「四大国保障論」を一旦封殺したが、「三選」を既成事実化した朴正熙に退陣を求める運動は選挙後も止むことはなく、朴正熙は七五年に予定されていた第八代大統領選挙への不出馬を宣言しなければならなかった。朴正熙は党人事に着手したが、そこで党議長に留任した白南億に加え、吉在號（政策委員会議長）、金成坤（中央委員会委員長）、金振晩（党務委員）は「共和党四人体制」と呼ばれ、その後の民主共和党を支えることになった。しかも、「四大国保障論」をめぐる論争も必ずしも終息していなかった。一九七一年六月二日、米中和解の気運、中国国連加盟の可能性が指摘される中、金弘老新民主党党首代行は、超党的安保機構の創設を提起していたのである²⁷⁾。

興味深いことに、朴正熙は金大中が唱えた大国による「保障」については慎重な姿勢を保ちながらも、米中和解の趨勢を不可逆と認識していた。朴正熙は早くも大統領就任演説で、「平和志向の新しい国際潮流に能動的に飛び込み、その中で国家目標達成の道を模索する外交的努力をも強化すべき時期に入っている」（傍点は引用者）と述べた上で、「外に向かつては平和を追求し、内では自由、民主の理念と制度をより強く固めていく」という「基本的立場」を明らかにした²⁸⁾。ここでいう「平和志向の新しい国際潮流」が米中和解を指すなら、そこに韓国が「能動的に飛び込む」ことは、米中和解の気運に抵抗するのではなく、同調することを意味するが、それは韓国の安全保障と正統性の双方に関わる問題を孕んでいた。

朴正熙が何よりも懸念したのは、一九七一年の新年辞で述べたように、第七歩兵師団の撤収、第二歩兵師団の再配置の中で、朝鮮半島に「力の真空状態」が生じ、それに乗じて北朝鮮が対南工作を活発化させ、ひいては対

南工作武力行使を強行する可能性であった。それを抑止する上で米韓同盟は必須であるが、それが動揺していた以上、韓国は自主国防を主張せざるをえず、その態勢が整備されるまで北朝鮮との緊張は緩和しなければならなかった。他方、米中和解は中国の国連加盟の可能性を伴っていた。国連総会で北朝鮮支持諸国が提出する決議案への賛成票が増加する中、その「唯一合法性」の根拠を国連に負っていた韓国は、「非敵性共産圏」の概念を用いて東欧諸国との関係を改善し、それらの国々がその決議案に賛成票を投じることを牽制しようとした。朴正熙は、北朝鮮が国連総会での朝鮮問題討議への参加を求めていた現実を認識し、すでに北朝鮮が韓国と共に朝鮮問題の討議に招請されることも考慮していたが、これに加え、中国が国連加盟を果たせば、国連で北朝鮮の主張を代弁することは避けられなかった。朴正熙がその前年の光復節演説で行った「善意の競争」提案は、米韓関係の動揺による韓国の安全保障上の懸念を緩和し、国連における正統性の危機を北朝鮮との体制間競争を行うことで抑制することを意図していた。朴正熙はそこで、「南北間に立ちはだかる人為的障害を段階的に取り除きうる画期的でより現実的な方案を提示する用意」を表明すると同時に、北朝鮮が国連の権威と権能を受諾する条件で、国連総会での朝鮮問題討議に北朝鮮が出席することに「反対しない」との意思を表明していた。しかしそれにもかかわらず、金日成は同年一二月の朝鮮労働党第五回大会で改めて「南朝鮮革命論」を鼓吹しつつ、「善意の競争」提案を「徹頭徹尾偽りと欺瞞に満ちた政治謀略宣伝」とし、それに応ずる兆候をみせていなかったのである。⁽²⁹⁾

したがって、ニクソン訪中公告を受け、朴正熙は対米不信を深めながらも、南北対話の必要性をより強く認識したはずである。朴正熙は七月二〇日、ニクソン訪中公告後の最初に行った演説で、「六月戦争」が勃発した中東を例に挙げ、国際社会の大勢がたとえ「平和志向的」であっても、「局地的な戦乱」は抑止できないと述べた。⁽³⁰⁾

奇しくも同日、ワシントンでは、金東祚駐米大使がロジャーズ (William P. Rogers) 國務長官を訪ねていたが、そこで中国の国連加盟問題について台湾の議席の維持等の従来の立場を伝えたロジャーズに対して、金東祚は牛

場信彦駐米大使が米国の強い支持がなければ、国連で台湾の議席を維持することは困難であると語ったことを挙げて反駁した⁽³¹⁾。韓国はいずれ中国が国連加盟を果たすと認識するとともに、米中両国がその相互関係を維持するために朝鮮半島への軍事介入を回避することとともに、北朝鮮が在韓米軍の削減を「力の真空状態」と認識し、対南武力行使の誘惑に駆られることを懸念せざるをえなかった。また、国連加盟後の中国が韓国の「唯一合法性」の根拠を動揺させることも明らかであった。この時期、外務部が纏めた報告は、中国は国連加盟後、北朝鮮のために活発な外交活動を展開することを予測し、それが在韓米軍の撤収、UNCURKの解体を「一次的な攻撃目標」とし、韓国における国連の権能が大きな挑戦を受けることになる」と記していた⁽³²⁾。

以上の背景を考えると、金日成が一九七一年八月六日、「南朝鮮の民主共和党を含む全ての政党、大衆団体および個人的人士たちといつでも接触する用意があります」と述べ、それまで主張していた「南朝鮮革命」を一旦留保したとき⁽³³⁾、韓国がそれに肯定的に対応したのは当然といわなければならない。ニクソン訪中公告の直前、レアード (Melvin R. Laird) 国防長官が訪韓した際、丁來赫国防部長官は北朝鮮との緊張緩和の必要性を認識しながらも、それは七五年から七六年に「段階的」に可能となると述べたというが、朴正熙政権は、金日成の態度変化の機を逃そうとはしなかった。金鍾泌は八月七日の国会本会議で、「北韓地域」という「未回収地域」を平和的に回収するには、「傀儡集団の傀儡」とい、えども「いずれは対話をしなければならぬ」とさえ述べたのである。さらに、朴正熙がいうように、北朝鮮が米中関係改善に乗じて、「力の真空状態」が生じた韓国に武力行使を行う誘惑に駆られるとすれば、北朝鮮と同盟関係にある中ソ両国にそれを制御させる必要が生じることになる。上述の通り、「非敵性共産圏」とは、国連総会で北朝鮮支持諸国が提出する決議案への賛成票の増加を阻止すべく、東欧諸国との外交関係をもつために案出されたもので、本来は韓国の正統性に関わる概念であった。ところが、この国会本会議で金溶植外務部長官は、「今後、ソ連や中共が対北傀支援を中止し、韓国に対する挑発

をしない場合、敵対関係は解消されるのではないかと思う」と答弁した。「非敵性共産圏」はここで、安全保障にも関わる概念に転化したといってもよい。

一九七一年八月二日、崔斗善大韓赤十字社総裁が孫成弼朝鮮赤十字会中央委員会委員長に対して、離散家族の再会等の人道的目的の会談を提議したが、これがすぐれて政治的な目的をもっていたのはいうまでもない。そもそも、南北赤十字会談という会談方式は金溶植が提起した⁽³⁶⁾というが、そうだとすれば、それは統一問題だけでなく周辺諸国関係にも大きな意味をもっていたことになる。大韓赤十字社の提議の後、朴正熙に上げられた報告をみると、北朝鮮が「赤化統一」の焦点を「南韓内の政治的混乱」に定めているとの警戒を示した上で、南北赤十字会談で北朝鮮を「現実的な対話の対象」として認め、「最大限に譲歩」して北朝鮮との関係を「政府間関係」と認めることが提言されていた。韓国は北朝鮮との対話の対称性を認めることで、北朝鮮の「赤化統一」の試みを阻止しようとしていた。この報告書はまた、板門店で南北赤十字会談をもつことで、朴正熙が「善意の競争」提案で「反対しない」とした国連総会への南北同時招請を「既成事実化」できるとし、そこで北朝鮮に対し、朝鮮半島の平和統一に関する国連の権能の受諾を迫ることを建議していた。この報告書によれば、それはニクソン訪中公告が中国の国連加盟を「既成事実化していったのと同様の方式」であるという。すなわち、韓国は南北赤十字会談を進めることで、北朝鮮の脅威を相対化しつつ、国連でのみ統一問題が議論される構図を変え、「争点を分散化」することを考えた。⁽³⁸⁾朴正熙がこの年の新年辞で述べた「平和志向の新しい国際潮流」に「能動的に飛び込む」ことは、米国がニクソン訪中で中国との和解を望みつつ、中国の国連加盟を近づけたように、韓国が北朝鮮との対話を行いつつ、北朝鮮を国連総会に招請するという形をとることになったのである。

それが奏功するためにも、中国とソ連に北朝鮮の対南武力行使を抑制させる必要は減じてはいなかった。朴正熙は光復節演説で、「政治体制や理念に拘ることなく、われわれの自主性を尊重し、われわれに敵対行為をとら

ない国々」と「全ての分野で相互の連帯と協力関係を促進する」意思を表明した。これを受け韓国外務部は、非公式にソ連との接触を試みた⁽⁴⁰⁾。米国もまた、韓国の中ソ両国への外交接触には否定的ではなかった。金溶植と金東祚が朴正熙の書簡を携えてロジャーズ国務長官と会見したとき、中国が北朝鮮の「好戦的な態度」を支援しているとした金溶植に対して、ロジャーズはニクソン訪中でそれを伝達すると述べるとともに、在韓米大使館には韓ソ接触を妨げるべきではないと伝えていた⁽⁴²⁾。かくして、韓国はその安全保障と正統性の維持のため、南北対話と対中ソ関係という二つの回路を模索することになった。これは金大中の「四大国保障論」を想起させるが、朴正熙は大国が韓国の安全を保障することを受け入れたわけではなかった。朴正熙は上述の光復節演説で「列強が(中略)われわれの運命を再び何らかの駆け引きの対象にしようとするなら、断固としてこれを排撃します」と述べ、大国間の「保障」が大国間の「管理」になることに警戒を緩めてはいなかったのである。

四 中国国連加盟と平和体制の国際管理案——国連の権能の剝奪とその限界——

(一) 「朝鮮半島の公認された平和的地位」——「ポーロⅡ」での討議

ニクソン訪中公告を機に韓国で政策転換が議論されるとき、米国は来るべきニクソン訪中後の米中関係を模索していた。キッシンジャーが一九七一年一〇月、「ポーロⅡ」で再度訪中し、周恩来と会談したが、そこでは南北赤十字会談の開催を受け、米中両国が朝鮮問題に関与すべきかに議論が集中した。しかも、キッシンジャーが周恩来との会談を終えた直後、「アルバニア決議案」が通過する形で、中国の国連加盟が実現した。キッシンジャーも周恩来も、この年の国連総会で国連加盟が実現するとは考えていなかったが、双方は中国の国際社会への参画を念頭に置きつつ、朝鮮半島での戦争再発防止のために協調する可能性を模索していた。

キッシンジャーは周恩来に対し、「朝鮮半島の安定や、戦争の危険を防ぐこと、そして他の勢力がこの地域に向けて膨張することを防ぐこと」(傍点は引用者)について、米中間で「利害は一致している」と述べた上で、「朝鮮半島により永続的な法的地位を築くことでは、中国と協力すること、に何の問題もありません」(傍点は引用者)とし、「朝鮮半島の公認された平和的地位」を望む旨述べた。「他の勢力」がソ連を指すことは明らかであるが、これについて合意が成立すれば、米中両国は軍事停戦協定に署名しなかったソ連の発言力を排除しつつ朝鮮問題を管理することができる。いうまでもなく、朝鮮半島での平和体制樹立には南北間の相互不可侵が前提となる。周恩来は「南朝鮮はいつでも国境(Border)を越えて膨張でき」と述べ、米国の韓国に対する制御能力を問題にしたが、キッシンジャーは「米軍が韓国に駐留している限り」、米国は韓国による「既存の境界線を越えようとするいかなる試みにも協力しない」ことを保証した。キッシンジャーは米国の韓国の武力行使を制御することを約することで、中国も北朝鮮の武力行使を制御することを期待したに違いない。そうだとすれば、キッシンジャーは、上述のロジャーズ少将と同様に、米中両国が平和体制樹立を共同で管理することを提案したことになる。

キッシンジャーの提案に周恩来が言質を与えた記録はない。周恩来はキッシンジャーの提案にも直接返答せず、国連軍司令部にも言及しなかった。キッシンジャーと周恩来の議論が収斂したのは、むしろUNCURKについてであった。UNCURK解体を主張する周恩来に対して、キッシンジャーはニクソン政権内でUNCURKに関する研究が始まっていることを知らせつつ、中国側の見解を「考慮に入れておきたいと努めてきました」と述べていた。これに対し周恩来は、国連総会での朝鮮問題討議に言及し、中国は「加盟国ではありませんんからもちろん出席していません」と述べた上で、UNCURKを批判していた。翻れば、中国が国連加盟を果たしたとき、中国が国連総会で北朝鮮の利害を代表するなら、それは当面UNCURKの解体にならざるをえなかった。

しかし、これは必ずしも周恩来がキッシンジャーの提案に否定的であったことを意味しない。中国人民志願軍代表団の軍事停戦委員会復帰に道を開いた周恩来が、平和体制樹立への中国の関与を望んでいたことは明らかであった。実際、周恩来は「ポーロー」で訪中したキッシンジャーに対して、朝鮮半島には「今に至るまで休戦(停戦)協定しかありません」(括弧内は引用者)と述べて平和協定の必要性を示唆し、「今は軍事境界線で毎週中国は会談に出ています」と述べて、中国人民志願軍がその当事者であることを強調していた。また、周恩来はそこで、一九五四年のジュネーヴ会議について、軍事停戦協定に代わる平和協定が「結ばれるはずでした」と振り返った後、「私が要求したことは、ただ会議を続けることでした」と述べていた。⁽⁴⁴⁾ キッシンジャーがいうように、米國が平和体制樹立で中国の協力を必要とするなら、それは南北間の平和協定に米國、中国が関与する多國間協議の形態をとることになる。また、ロジャーズ少將の提案にみられるように、米中兩國が平和体制樹立を主導するわけではなく、そこから韓国が排除されることもありえなかった。平和体制樹立については韓国と北朝鮮が主たる当事者となり、米中兩國を含む多國間協議の開催に合意するなど、この問題についての米中兩國の関与が明確になるまで、国連軍司令部を温存することが米中双方の利害に資することになる。米國家安全保障會議もまた、中国が軍事停戦に関する問題の全般的解決(overall settlement)なくして、国連軍司令部の解体を望むことはないと判断していた。⁽⁴⁵⁾ 金日成は「ポーロー」の直前、「何よりもまず、米帝國主義者がわが國に対する侵略政策を放棄し、『国連軍』の看板を掲げて南朝鮮に引き入れたその侵略軍を撤収させなければなりません」(傍点は引用者)⁽⁴⁶⁾と述べていたが、このとき米中兩國は、早急に国連軍司令部の解体を求める北朝鮮の要求を黙殺したことになる。このことは、「ポーロー」本来の目的である「上海コミュニケ」と呼ばれるコミュニケの起草作業にも明らかであった。キッシンジャーが中心となつて纏めた米國側の第一次草案は、米中間の共通の理解を列挙したもので、朝鮮問題には言及はなかったが、周恩来が毛沢東の指示を仰いだところ、毛沢東は「双方がいい合うのがよい」⁽⁴⁸⁾

と指示したという。これ以降、米中双方は認識の一致を求めるよりも、両論併記を念頭に置いてコミュニケーションを起す作業を進めた。それもかわららず、米中間で当初、ほぼ共通の理解が得られたのが、平和体制樹立問題であった。中国側が提出した第一次草案は、「双方は朝鮮戦争軍事停戦協定から既に一八年が経過したにもかかわらず、朝鮮半島問題は未解決であることに留意した」⁽⁴⁹⁾とし、これを受けて作成された米国の第二次草案は、「一九五三年の軍事停戦協定を正式に敵対関係を終結させる取り決めに置き換える点について関係当事者（複数）と協議することに合意した」⁽⁵⁰⁾（括弧内は引用者）とした。その間、「中国との協力」の上で平和体制樹立を求めたキッシンジャーに対し、周恩来は異を唱えなかつたばかりか、軍事停戦協定への中国の関与を強調し、ジュネーブ会議と同様の多国間協議を示唆したことを想起してみても、周恩来の念頭にあったのは、南北間の平和体制に米中両国が関与するという形態であつたらう。確かに、米国側が中国側の第二次草案から平和体制に関する文言を削除したため、双方は第三次草案からこの問題について言及することはなかつた。⁽⁵¹⁾しかし、それは米国側がその第二次草案に記された「米国と韓国との関係は、双方の自由な意志によって形成させ、現在のコミットメントは尊重させる」との文言を生かすことに対応したものであり、双方の草案から軍事停戦に関する文言が削除されたことが、この問題についての米中間に埋めがたい意見の相違があつたことを意味したわけではなかつた。

これと関連して指摘すべきは、一連の草案起草作業のなかで、中国側が草案に盛り込んだ「中国側は朝鮮民主主義人民共和国が一九七一年四月一二日に提出した朝鮮半島の平和的統一のための八項目提案および、国連韓国統一復興委員会の廃止を求める同政府の立場を断固支持する」との文言について変更はなく、米国も削除を求めなかつたことである。ここでいう「朝鮮半島の平和的統一のための八項目提案」とは、ニクソン訪中公告以前に最高人民会議第四期第五回会議が採択した「南朝鮮同胞兄弟姉妹と諸政党、社会团体人士に送る朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議アピール」⁽⁵²⁾（以下、「平和統一八項目提案」と略記）を指し、そこには政治協商会議の開催な

ど、対南関係に関する提案が盛り込まれていた⁽⁵²⁾。ところが、「平和統一八項目提案」とは別に、金一八副首相がニクソン訪中公告直後に訪中した際、八項目提案（以下、「金一八項目提案」と略記）を周恩来に伝えていたことが明らかになっている。「金一八項目提案」は、それ以降の対米交渉で中国が伝えるべき北朝鮮の利益を列挙したものであり、ここではUNCURK解体にも触れられていたが（第六項目）、その筆頭に「米国と一体化した国連軍の旗の下の一の外国軍隊は必ず南朝鮮から撤収しなければならぬ」との項目が挙げられ、ニクソン訪中で国連軍司令部解体が議論されることを要求していた。キッシンジャーは韓国に対する米国の軍事コミットメントを尊重する立場から、これを即座に拒絶したが⁽⁵³⁾、周恩来もまた、「金一八項目提案」をキッシンジャーに伝達しながら、草案には国連軍司令部に言及せず、「金一八項目提案」の中からUNCURK解体の主張のみを選択的に盛り込む形となっていた。中国もまた、南北赤十字会談が進行している背景から、北朝鮮の対米提議である「金一八項目提案」よりも、対南提議である「平和統一八項目提案」を支持したことになる。そうだとすれば、キッシンジャーと周恩来は、南北対話を攪乱する北朝鮮の試みには否定的であったと考えなければならない。冒頭で述べた通り、キッシンジャーはここで周恩来に対し、一九七一年一月に北朝鮮が「ルーマニア副大統領を通じて」米国に接触を求めてきた事実を知らせていたが、南北間の不可侵を前提に平和体制樹立を議論していたキッシンジャーと周恩来が、これを好意的に受け止めていたとは考えにくい。

さらに、「ポーロII」の終了に合わせるかのように、中国の国連加盟も実現した。「労働新聞」は中国の国連加盟に際して、「中国人民と世界人民の偉大なる勝利⁽⁵⁴⁾」とする社説を掲げ、賛辞を送った。興味深いことに、「人民日報」がこのとき、「歴史の流れに逆らうことはできない」と題する社説を掲げ、「各国人民が中国人民との友好を求めることは大勢の赴くところ」と主張したが、奇しくもそれは「労働新聞」がニクソン訪中公告を「ニクソン白旗論」で正当化した社説と同一の題目であった⁽⁵⁶⁾。ニクソン訪中公告後、「金一八項目提案」にみられるよう

に、北朝鮮は中国がその利害を米国に伝えることを望んでいたが、『労働新聞』の社説にはすでにその意思が盛り込まれていたと考えるべきであろう。そうだとすれば、中国の国連加盟に際して、『人民日報』がそれと同一の題目の社説を掲げたことで、北朝鮮は中国が国連においても、自らの利益を代弁することを期待したに違いない。しかし、中国は「ポーロⅡ」での討議を通じて、国連で当面代弁すべき北朝鮮の利益が「平和統一八項目提案」の内容とUNCURKの解体に限られることを確認していた。実際、番冠華外交部副部長が国連代表団团长として国連総会で行った処女演説では、国連の朝鮮問題に関する「不法な決議」を撤廃することに「固い支持」を表しながらも、「ポーロⅡ」での討議に忠実に、「平和統一八項目提案」とUNCURK解体を支持する内容になっており、国連軍司令部の解体については直接の言及を避けていたのである。⁽⁵⁷⁾

(二) ヴェトナム和平と北朝鮮——朴成哲ハノイ訪問

キッシンジャーと周恩来が朝鮮半島の平和体制を共同で保障することについて議論を交わす中、当事者がそれいかに認識していたかは改めて検討してみなければならぬ。韓国が中ソ両国を含む多国間関係でその安全保障を捉え始めながら、朴正熙が大国間の「保障」が大国間の「管理」になることへの懸念を率直に語っていたことは上述の通りであるが、北朝鮮の認識についても考察しておかなければならない。なぜなら、一九五四年のジュネーヴ会議決裂後も、在韓米軍の撤収のために軍事停戦協定の南北間の平和協定への転換を「極東平和会議」などの多国間協議で討議することを提唱していたのは北朝鮮に他ならなかったからである。一九六〇年代後半、北朝鮮が「南朝鮮革命」に傾斜する過程で多国間協議提案は徐々に後退していったが、米中接近を受け南北赤字会談に応じる中、北朝鮮が多国間関係の中でその安全保障をいかに捉えていたかは問い直してみる必要がある。平和体制を大国が保障する問題で、まず想起すべきはヴェトナム和平であろう。この時期、パリ拡大和平会議

は、米国側に南ヴェトナム政府代表が入り、北ヴェトナム政府側に南ヴェトナム共和臨時革命政府代表が入るという変則的な「四者会談」の形式をとっていたが、多国間協議の形式をとりながらも、その主軸がブルース (David K. E. Bruce) と北ヴェトナム政府代表のスアン・トイとの間の二国間協議にあつたことは自明であつた。なお、ニクソンは一九六九年八月以降、パリ拡大和平会談の膠着状態を打開するため、キッシンジャーに北ヴェトナムとの二国間の秘密交渉を任せていたが、それもニクソンの訪中公告を前後して、大きな転換期を迎えていた。それまでニクソン政権は、米軍および連合国軍の南ヴェトナムからの撤収と南ヴェトナムからの北ヴェトナム軍の相互撤収を要求していたが、キッシンジャーは一九七一年五月三十一日の秘密会談で提出した「七項目提案」で、相互撤収をあえて要求しなかつた。キッシンジャーが認めている通り、その提案の目的は、米軍の南ヴェトナムからの一方的な撤退が進んでいる状況で、北ヴェトナム軍にも撤収を求めるといふ状況から脱するところであり、この点についてチュー政権からも了解を得ていた。⁽⁵⁸⁾

ニクソン訪中公告直前の七月一日、パリ拡大和平会談でグエン・チ・ビン南ヴェトナム共和臨時革命政府代表 (外相) が提出した「七項目提案」は、明らかに秘密交渉でのキッシンジャーの「七項目提案」に対応したものであつた。グエン・チ・ビンは、キッシンジャーの「七項目提案」が相互撤収の要求を取り下げたことを受け、それまでの秘密交渉でヴェトナム労働党特別顧問のレ・ドク・トが提出した案を再構成しつつ、米国に捕虜返還と米軍撤収を互いに条件関係にすることで (第一項目)、その取引が可能であるかのように示そうとしていた。さらにグエン・チ・ビンの「七項目提案」は、軍事問題を南ヴェトナムの政治体制に関する政治問題と分離し、広範な民族和解政府の構成 (第二項目)、「政治的理由によつて補えられた人々」の釈放 (第三項目)、南ヴェトナムでの「外国の干渉」のない全ヴェトナム総選挙、全ての国との軍事同盟を破棄することを要求していた (第三項目)⁽⁵⁹⁾。グエン・チ・ビンの「七項目提案」は、北ヴェトナムはもとより中国からも支持されたが、北朝鮮も

『労働新聞』の社説を通じて、「グエン・バン・チュウを頭目とするサイゴン傀儡集団は米帝の徹底した侵略の道具であり手先であり、南部ヴェトナム人民を代表できない一握りにも満たない民族反逆集団である」とした。そこでいう「サイゴン傀儡集団」は朴正熙政権と同一視されていたであろう。さらに、この社説は、「ヴェトナムはヴェトナム人民のものであり、南部ヴェトナム問題は南部ヴェトナム人民自身によって解決されなければならない」と強調していたが、これも「南朝鮮人民」が革命の主体となる「南朝鮮革命論」を念頭に置いた修辭であろう。事実、この社説は「ヴェトナムに対する米帝の侵略を自身に対する侵略と看做し、ヴェトナム人民の闘争を自身の闘争と看做す朝鮮人民は、ヴェトナム人民の正義の対米救国闘争を積極的に支持、声援することを自身の崇高な反帝国主義的義務とみなしている」と締め括り、グエン・チ・ピンの「七項目提案」に全幅の支持を与えていた。⁽⁶⁰⁾この時期、金日成が唱えていた「南朝鮮革命論」は、在韓米軍の駐留が朴正熙政権を支えているという前提で、「南朝鮮人民」に米軍撤収のために朴正熙政権の打倒を訴えるものであり、軍事問題と政治問題を分離して、政治問題を民族内部で解決する枠組みを提示したグエン・チ・ピンの「七項目提案」は、北朝鮮にとっても「南朝鮮革命論」の正当性を主張する上でも歓迎すべき内容となっていた。

確かに、その直後のニクソン訪中公告は、程度の差こそあれ、北朝鮮と北ヴェトナム双方にとつては中国の「背信行為」であったが、その後の対応は北朝鮮と北ヴェトナムとの間では大きく異なっていた。北朝鮮は「南朝鮮革命」の留保を余儀なくされ、朴正熙政権との対話を模索したのに対して、北ヴェトナムは中国がニクソンを迎え入れようとする中、米中両国の「妥協」によって南ヴェトナム解放の機会を失うことを危惧し、後に「イースター攻勢」と呼ばれる対南軍事攻勢を決定していた。⁽⁶¹⁾にもかかわらず、北朝鮮と北ヴェトナムはその後も強い紐帯を維持していた。キッシンジャーの「ポーロⅡ」終了後の一月初旬、朴成哲第二副首相を団長とする党政代表团がハノイを訪問し、ファン・ヴァン・ドン首相らとニクソン訪中後の互いの対外政策について意見を交

わしたとき⁽⁶²⁾、北ヴェトナム側は南ヴェトナム解放の必要性を訴えたであろう。事実、ここで発表された共同声明では、「戦鬪的団結と兄弟的親善」を謳った上で、七二年に北朝鮮が北ヴェトナムに軍事支援を行うことが約束されていた⁽⁶³⁾。いうまでもなく、これは北朝鮮が北ヴェトナムと同様の対南武力行使を考えていたことを意味している。共同声明はニクソン訪中で利害を犠牲にされないよう牽制する中国に向けた共同の示威行動であつたろう。

他方、朴成哲のハノイ訪問では、対米関係も当然議題に上がったであろう。グエン・チ・ビンの「七項目提案」の後、一九七一年一〇月八日に行われた南ヴェトナム大統領選挙は、事実上の信任投票でチューの再任で終わったものの、その後のパリ拡大和平会談での議論はチュー政権の存続に関する政治問題に収斂していった。秘密交渉に目を転じて、「ポーロⅡ」の際に明らかにしたように、キツシンジャーは「ポーロⅠ」の後、秘密裏にパリでレ・ドク・トと会談し、「ポーロⅡ」の直前にもスアン・トイとも接触していた⁽⁶⁴⁾。一〇月一日、キツシンジャーは「八項目提案」を提示したが、そこでは南ヴェトナムでの総選挙後の米軍撤収期限を以前の合意成立後九カ月から七カ月に短縮して軍事問題で譲歩を示すとともに、最終和平協定から六カ月以内の大統領選挙の実施、共産勢力を含めた全ての政治勢力の代表で構成される選挙管理委員会による国際管理下の大統領選挙の実施、大統領選挙一カ月前のチュー大統領の辞任など、政治問題についても多くの譲歩を含んでいた⁽⁶⁵⁾。さらにニクソンは一一月一二日、新たな撤退計画を発表したが、そこにも相互撤収の要求はなかったのである⁽⁶⁶⁾。

それにもかかわらず、グエン・チ・ビンは、ニクソンがそこで南ヴェトナム軍の訓練を継続し、捕虜問題が未解決である間は米軍が残存すると述べたことについて、ニクソン政権は「七項目提案」に「真面目に応えることをいまなお拒否」していると非難し、「売国奴グエン・バン・チューを頭とする好戦的な傀儡政権が完全に崩壊するまで闘い続ける⁽⁶⁷⁾」として、パリで拡大和平交渉を進める一方で、徹底抗戦の立場を明らかにした。北ヴェトナム労働党政治局もまた、七二年の春から夏までに米国が北ヴェトナムの要求を受け入れるよう外交攻勢をかけ

るか、軍事攻勢によって戦略目標を達成してから外交攻勢を行うかを見極めるため、あえて逆提案を行わないようスアン・トイに指示し、レ・ドク・トにはキッシンジャーとの秘密交渉には出席する必要はないと指示した。⁽⁶⁸⁾これ以降、北ヴェトナムは「イースター攻勢」の準備を本格的に進めることになる。

このように、北ヴェトナムは米国と直接の協議をもつことで、その軍事路線を効果的に進めることができた。軍事停戦にある北朝鮮が米国と戦闘状態にある北ヴェトナムと同様の軍事路線をとる余地はなかったが、北朝鮮は北ヴェトナムがパリ拡大和平会談で米国と直接の協議をもち、米軍撤収を主張していたことを知悉していた。「ポーロⅡ」でキッシンジャーが周恩来に伝えたように、北朝鮮は一九七一年一月に対米直接接触を試みたが、それも北ヴェトナムの対米協議に触発されたものである。とりわけ、その間ニクソン政権が米軍を削減し、グエン・チ・ピンの「七項目提案」を生んだことは、北朝鮮にとっても示唆するところは大きかったに違いない。朴成哲がハノイで、北ヴェトナム側から米国との秘密交渉の内容を知らせていたかとはかく、グエン・チ・ピンはニクソン政権との秘密交渉の用意を表明しており、北ヴェトナムと南ヴェトナム共和臨時革命政府が米軍撤収のために対米攻勢を強めていることは、朴成哲だけではなく、金日成にも明らかであった。

もとより、朴成哲のハノイ訪問で、北朝鮮が即座に北ヴェトナムのような対米直接交渉に傾斜することはなかった。ニクソン訪中公告後の北ヴェトナムの対応に示されるように、北ヴェトナムは米中両国の「妥協」によって南ヴェトナム解放の機会を逸することを危惧し、和平交渉で中国の影響力を排除しようとしていた。実際、朴成哲のハノイ訪問の後、ファン・ヴァン・ドン首相が訪中し、周恩来に対し徹底抗戦への支持を訴えていた。⁽⁷⁰⁾そこでファン・ヴァン・ドンは共同声明で対外的には「中越友好」を演出しながらも、毛沢東にニクソン訪中の取り消しを迫り拒絶に遭ったという。⁽⁷¹⁾また、その間の秘密交渉でもキッシンジャーは中国に北ヴェトナムへの影響力行使を要請し、ニクソン訪中時にレ・ドク・トとの会談を北京でもつことを提案したが、中国側は結局、それ

を受け入れなかった。⁽⁷²⁾ すなわち、北ヴェトナムが米国との協議に臨みつつ、対南武力解放を敢行することは、対中関係の犠牲の上で初めて可能であった。これに対し北朝鮮は、ニクソン訪中の取り消しを迫った北ヴェトナムとは異なり、南北赤十字会談を進行させつつ、ニクソン訪中で中国にその利害を代弁させようと考えていた。また、番冠華もこの頃、「南朝鮮」の状況が武力統一に適さないことを自覚したと語ったという。⁽⁷³⁾

しかし、北朝鮮が中国にその利害を代弁させることの限界を知ったとき、対南武力行使はともかく、北ヴェトナムと同様の対米協議を模索する可能性は残されていることになる。朴成哲のハノイ訪問の直後、金日成が訪中し、毛沢東、周恩来と会見したが、⁽⁷⁴⁾ ここで金日成は、「ポーロⅡ」の際のコミニケ起草作業の概略とともに、キッシンジャーが「金一八項目提案」を拒絶した経緯を説明したのである。繰り返すまでもなく、「ポーロⅡ」でキッシンジャーが「中国と協力」できる領域に挙げ、周恩来が暗黙の了解を与えたのは、平和体制の樹立であった。この問題は起草作業から最終的には削除されたが、それが南北間の相互不可侵を前提とし、南北双方が軍事停戦協定を平和体制に転換することを想定していた以上、この問題で米中両国を含む多国間協議に発展するか否かは、それ以降の南北対話に依存することになる。

五 「上海コミュニケ」と国連の権能——米朝直接協議の余地——

(一) 朴正熙「国家非常事態宣言」と金日成の「平和攻勢」——李厚洛の大国間保障案

中国の国連加盟が韓国にもたらす危機が、その安全保障と正統性の双方に及ぶことは上述の通りである。これに加え、朴正熙は内政上の危機に直面していた。朴正熙退陣を求める学生の運動が激化し、朴正熙は学園秩序確立特命九項目を発表した上、ソウル一円に衛戍令を発動しなければならなかった。また、新民党が提出した金鶴

烈経済企画院長官、吳致成内務部長官らの解任決議案に対して、民主共和党からも吉在號、金成坤らが同党幹部でありながら、金鍾泌率いる主流派への反発から賛成票を投じた（一〇・二抗命波動）。これを機に、吉在號、金成坤らは脱党し、「共和党四人体制」は崩壊した。このような状況で、朴正熙は「国家非常事態宣言」を発表し、「安保上の脆弱点となる一切の社会不安を容認せず、また不安要素を排除する」とし、言論には「無責任な論議」を慎むことを要求し、全国民に対しては「安保主体の新しい価値観」とともに、「最悪の場合、われわれが享受している自由の一部を留保する決意」を求めた。⁽⁷⁵⁾さらに、政府・民主共和党は同月二七日未明、この宣言の法的措置として「国家保衛に関する特別措置法」を国会通過させたが、そこには大統領が行使できる非常大権として国家動員令（第五条）、屋外集会および示威の規制（第七条）が付与されていた。

朴正熙のいう「安保上の脆弱点」の多くが、中国の国連加盟によってもたらされたのはいうまでもない。例えば、朴正熙が「国家非常事態宣言」を発表する直前、第三次インド・パキスタン戦争の勃発を受けて安保理が召集されたが、朴正熙は中国を常任理事国に迎えた安保理がこの問題について「座して互いに口論」に終始したと批判していた。上述の通り、ニクソン訪中公告直後、朴正熙は中東「六月戦争」を挙げ、国際社会の大勢が「平和志向的」であったとしても「局地的な戦乱」は抑止できないと指摘していたが、中国が安保理常任理事国として拒否権を得たことで朴正熙の懸念は倍加していた。朴正熙は「国家非常事態宣言」の発表に際しての特別談話文でも「すでに在韓米軍の追加削減問題も論議中」であることを挙げ、一九七二年の新年辞では、「国際情勢の変化」と「北韓の南侵」の可能性を「二重の挑戦」と表現した。⁽⁷⁸⁾朴正熙がとりわけ危惧したのは、中国の国連加盟後の安保理が韓国、北朝鮮双方の行動を制御しようとする一方、北朝鮮がそれに抵抗して対南武力行使を強行する可能性であった。また、正統性の問題についても、国連加盟を果たした中国が、韓国の「唯一合法性」の主張を否認する北朝鮮に同調することは明らかであった。喬冠華が国連総会での処女演説でUNCURKの解体に言及した

とき、朴正熙は国連総会で「唯一合法性」を主張することがいよいよ困難となると認識したに違いない。

それは南北対話を否定するものではなかった。むしろ、国連軍司令部の解体、ひいては在韓米軍の追加削減に連動しない限りにおいて、南北対話は「北韓の南侵」を抑制する上で有効と考えられた。朴正熙が「国家非常事態宣言」を決意したより直接の要因も、南北赤十字会談予備会談をより高位の政治会談にする青瓦台の意図と関連していた。すでに南北赤十字会談予備会談は韓国では中央情報部の管轄するところとなっていたが、政治・軍事問題を優先的に討議しようとする北朝鮮に対し、経済、社会、文化的交流を提案する韓国側の間で接点はもちがたく、韓国側代表の鄭洪鎮は七一年一月一九日、南北赤十字会談第四次予備会談の場で、北朝鮮側の金徳賢副団長に「より高位の会談」の可能性を打診したところ、金徳賢は南北赤十字会談とは別途、「最高位の政府高官の信任を得た者による秘密会談」をもつことを提案したとい⁽⁷⁹⁾う。いうまでもなく、これは秘密会談における南北間の意図が一致したことを意味しない。鄭洪鎮が回顧するように、韓国側の意図は朝鮮半島における戦争再発防止にあり、南北対話と統一問題を分離して捉えていた⁽⁸⁰⁾。また、韓国側は来るべき秘密会談で、北朝鮮側が主張する在韓米軍の撤収、国連軍司令部の解体に应じる意図はなかった。しかし、ここでニクソン政権が中国とのキッシンジャーを特使とする秘密会談で朝鮮戦争以来の米中関係を和解に転じようとしたように、朴正熙政権は金徳賢がいう「最高位の政府高官の信任を得た者」を仲介者として、分断以降の南北朝鮮関係の調整を図ろうとしていた。

これを受け、やがてその仲介を任されることになる李厚洛中央情報部長は、「国家非常事態宣言」発表の直前、ポーターの後任のハビブ (Philip C. Habib) 大使に対し、北朝鮮側に非公式接触を試みている事実を告げ、長期的には南北間で相互不可侵、相互の意思確認、軍備縮小などを宣言することもありうると伝えていた⁽⁸¹⁾。朴正熙は「国家非常事態宣言」の発表に際して、青瓦台代弁人の金聖鎮に対し「侵略の銃口を自由と平和のスローガンだ

けで防ぐことはできない⁽⁸²⁾」と述べたというが、この間の経緯を考えると、朴正熙が「国家非常事態宣言」を発表したのは、来るべき南北対話で、北朝鮮の提議に呼応する国内勢力を予め封殺し、対話の窓口を一本化しようとする意図からであったといつてよい。さらに李厚洛はハビブに対し、南北双方は大国が相互不可侵をはじめとする合意を保障することを受け入れるであろうと述べ、それについて米国の意向を確かめていた。これに対してハビブは、南北間で「より高位の会談」のための協議がもたれていることを「歓迎する」としてそれ以上の返答は控えたが、ここで指摘すべきは、李厚洛が南北間の相互不可侵の合意を周辺諸国が保障することで、その合意をより堅固にすることを意図していたことである。それは朴正熙がいう中国の国連加盟後の「国際情勢の変化」を「北韓の南侵」防止に有機的に連動させる試みに他ならなかった。

朴正熙の「国家非常事態宣言」が、北朝鮮の反発を招いたのは当然であった。金日成もまた、「国家保衛に関する特別措置法」を「前例のないファツシヨ悪法⁽⁸³⁾」と非難した。しかしそれにもかかわらず、金日成が韓国に平和攻勢を挑んでいたことは強調されてよい。一九七二年一月一〇日、金日成は『読売新聞』との会見で、「何よりも、朝鮮停戦協定を南北間の平和協定に換えること」(傍点は引用者)を提起した上で、「南北が平和協定を結び、南朝鮮から米帝国主義侵略軍を撤退させる条件の下で南北朝鮮の武力を大幅に縮小する⁽⁸⁴⁾」ことを主張した。この発言を字義通り解釈する限り、南北平和協定締結それ自体は、在韓米軍撤収を意味するのではなく、在韓米軍撤収はその後の南北間軍縮の条件となっていた⁽⁸⁵⁾。さらに着目すべきは、この会見で金日成が民主共和党に加え、新民党、国民党を含めた政治協商会議の用意を表明していたことである。ここで金日成が挙げた政党は全て、第七代大統領選挙に候補者を選出していたが、そのとき北朝鮮はそのいずれも黙殺していた。金日成がこれらの政党を含む政治協商会議を呼びかけたのは、朴正熙を「南朝鮮」内部で孤立させる意図からであったろう。事実、『労働新聞』の論評は、「朴正熙徒党」が「平和的統一に必死に反対し、いわゆる『非常事態』を宣布」する中、

「南朝鮮の各界各層の人民と全ての政党、社会团体、および個別の人士はわが祖国の統一偉業のために南北の接触と協商を実現することについて、朝鮮労働党と共和国政府のアピールに呼応しなければならない」と訴えていたのである。⁸⁷⁾

(二) 「上海コミュニケ」と国連軍司令部——「クロス接触」の端緒

この時期の北朝鮮は、対南「平和攻勢」にのみ従事していたわけではなかった。金日成の発言と並行して、板門店では朝鮮人民軍が非公式に対米接触を試みていたことが明らかとなっている。一九七二年一月末、朝鮮人民軍側が国連軍側の米軍代表に対し、韓国軍代表を排除した単独の接触を提起したという。ロジャーズ少将が国連軍側首席代表を韓国軍将校に交替させることを提案したとき、朝鮮人民軍の韓澄玉少将はそれを拒絶したが、軍事停戦委員会それ自体を否定したわけではなく、韓国軍将校の出席を拒絶していたわけでもなかった。これに対して七二年一月の提案で着目すべきは、それが軍事停戦委員会の形態それ自体を否定していたところにある。それが米朝間の接触である以上、漸く軍事停戦委員会への復帰を果たした中国人民志願軍も排除されざるをえない。ロジャーズ少将の提案に対して、韓国国防部は米軍と朝鮮人民軍が対話をほぼ独占している軍事停戦委員会の形態が、米朝平和協定を北朝鮮が提案する温床となっていることを指摘していたが、金日成がその数週間前に南北平和協定を提起していたことをみても、ここで朝鮮人民軍が対米平和協定を提起していたとは考えにくい。しかし、軍事停戦委員会で米軍将校が国連軍側首席代表となっていたことが、北朝鮮が米軍に接触を求める背景になっていたことは否めない。米軍は朝鮮人民軍側がこの主張を行ったのは、軍事停戦委員会より高い次元の対米接触をもつためと判断していた。⁸⁸⁾ 国家安全保障会議のホルドリッジ (John H. Holdridge) がキッシンジャーに宛てた覚書で、北朝鮮が在韓米軍撤収のために米国との直接かつ非公式な協議を申し入れたと伝えたが、これはこの

ときの提案を指すものと考えてよい。その内容は韓国側にも周知され、朴正熙は米朝接触の可能性を危惧したとい⁽⁸⁹⁾う。

軍事停戦体制の形態に加え、朝鮮人民軍が対米直接協議を申し出たより直接の契機は、ニクソンが一月二五日、キッシンジャーとヴェトナム労働党特別顧問レ・ドク・トラの秘密交渉の内容を公開しつつ、前年の一〇月にキッシンジャーがレ・ドク・トに秘密裏に提案した「八項目提案」を公表したことであったろう。⁽⁹⁰⁾それ以前からのパリ拡大和平会談の主軸が米国と北ヴェトナムの二国間協議であることは自明であったが、金日成はニクソンの演説内容を知り、それを再認識するとともに、米国との直接協議が米軍撤収のために有効な外交回路であること⁽⁹¹⁾を認識したであろう。確かに、上述の金日成の発言によれば、南北平和協定締結の後も在韓米軍は残存するが、米国との直接協議を通じて、在韓米軍撤収を訴える可能性を模索したとしても不思議ではない。また、この頃、金日成は韓国が南北赤十字会談を提起したことについて、朴正熙が「米帝国主義者」に「唆されたことと関連している」と述べていた。ニクソンが公表した「八項目提案」がチュウ政権の辞任を容認していたことを考えると⁽⁹¹⁾き、政治協商会議で朴正熙を孤立させることを考えていた金日成にとつて、対米協議を通じて朴正熙を退陣に導く可能性を示唆していた。また、朴正熙が在韓米軍の追加削減を危惧していた状況で、金日成は米国の意図と分離して南北対話で在韓米軍を撤収させることがいかに困難であるかを知悉していたに違いない。そうだとすれば、このときの金日成の認識において、平和協定締結という対南関係の制度化と対米接触とは相互に排他的ではなかったことになる。

この構図はニクソン訪中後も有効であった。「上海コミニケ」での朝鮮問題に関する記述は、概ねキッシンジャーの「ポーロⅡ」の際に纏められた草案に従って発表された。⁽⁹²⁾ニクソンは「ポーロⅡ」での討議でキッシンジャーが語ったように、米中双方が「同盟者を抑制するよう影響力を行使すること」の重要性を指摘し、周恩来

もそれに異を唱えず、米中両国が協調することが「南北の接触を促進するでしょう」と答えていた。⁽⁹³⁾ここで米中両首脳は、「大国間の協調」が朝鮮半島の紛争を「局地化」する力学を認識した上で、それを促進することに理解を共有したことになる。しかし、朝鮮半島における紛争の「局地化」は、朝鮮半島から国連の権能を剝奪することを意味する。そこで指摘すべきは、「上海コミュニケ」の発表後、周恩来が訪朝して金日成に語った内容である。周恩来はそこで、「上海コミュニケ」にある「いずれの一方もいかなる第三国のために代わって交渉するつもりはな」いとの一文は米国側が提起したものであることを金日成に伝え、それは朝鮮半島にも適用されると述べつつも、「上海コミュニケ」に「平和統一八項目提案」と UNCURK 解体が盛り込まれたことに触れ、それは中国が北朝鮮の利害のために「最大限」の努力を払った結果であったと強調し、金日成の理解を求めた。実際、周恩来はニクソンに対して、UNCURK の役割が「終わる日が来ればよいと思います」と述べたのに対し、同席したキッシンジャーはこのことについてニクソンの注意を喚起していた。また興味深いことに、周恩来は金日成に対し、中国は軍事停戦委員会で「朝鮮民主主義人民共和国側的一方であり、それを忘れて欲しくない」と米国側に伝えた⁽⁹⁴⁾と説明していた。これは中国が軍事停戦委員会で北朝鮮の立場を擁護するとともに、平和体制樹立の過程で中国が排除されてはならないという意思を表明したものであった。周恩来がそれを米国に伝えたことは、中国は平和体制樹立の過程で自らの発言力を求めていたことを意味する。やはり、以前米国家安全保障会議が分析した通り、平和体制が樹立されるまで中国は国連軍司令部を温存することを考えていた。朝鮮半島における国連の権能を剝奪することにおいて、米中両国はそれを UNCURK に限定するとともに、国連軍司令部については当面は不問に付すことで了解を交わし、周恩来は金日成にそれを暗示的に伝えたことになる。

これを以って、「上海コミュニケ」の内容が北朝鮮の期待を大きく裏切ったとはいえない。「上海コミュニケ」の発表を受け『労働新聞』が掲げた論評は、それが「平和共存五原則」に言及したことを評価し、「国の間の人

民の意思と利益に符合し、全般的国際緊張状態の緩和に寄与すべく相互の関係を正常化するために努力することはよいことである」と述べていた。しかし、この論評は「何よりもまず、国連軍の看板を掲げた米帝国主義軍隊が撤収しなければならぬ。南朝鮮に米帝国主義侵略軍が巢を作っている限り、朝鮮の平和と祖国の自主的平和統一は不可能である」(傍点は引用者)⁽⁹⁸⁾と強調し、「上海コミュニケ」が言及しなかった国連軍司令部解体の必要性を強調していた。上述の通り、米中両国が国連軍司令部を温存する中、「ポーロII」でキッシンジャーが伝えたように、一九七一年一月に北朝鮮は米国に接触を求めており、七二年一月末には、朝鮮人民軍が非公式に対米直接協議を提起していた。李厚洛はハビブに南北間で相互不可侵の意思確認、軍備縮小などを宣言する案を伝えていたが、朴正熙が在韓米軍の追加削減を危惧する中、韓国が国連軍司令部の解体に応じるとは考えにくかった。そこで北朝鮮が国連軍司令部の解体を急げば、この問題で北朝鮮が対米直接協議を行う余地が生じることになる。すでに朝鮮人民軍が対米直接協議を提起したことを知らされていた韓国は、北朝鮮の対米接触を牽制しつつ、対南対話に従事させなければならなかった。金溶植は一九七二年二月一二日、ロジャーズ少将が軍事停戦委員会で提案した内容を踏襲する形で、北朝鮮に非武装地帯の平和利用を平和統一の条件の一つとして受け入れることを求めた。⁽⁹⁶⁾金溶植は国連軍側首席代表を韓国軍将校に交替する案に同調したわけではなかったが、李厚洛の案にみられるように、韓国が南北間の相互不可侵を宣言するなら、「非武装地帯の非武装化」は必須の条件となる。これは南北赤十字会談で北朝鮮側が政治・軍事問題を優先的に討議しようとする姿勢をみせる中、来るべき「より高位の会談」を実現させる上でも有効と考えられた。

他方、ニクソン訪中公告後、韓国がソ連との外交接触を試みたことは上述の通りであるが、それはニクソン訪中後も変わることはなかった。金鍾泌は一九七二年一月、南北対話を継続しつつ共産圏への外交接触の可能性を検討すると発言していたが、⁽⁹⁷⁾ニクソン訪中を経て外務部は、訪韓したムーリス (Fronment Maurice) フランス外

務省アジア・太平洋局長に対して、ソ連だけではなく中国との関係改善の仲介を依頼していた。そこで韓国は中ソ両国への外交接触を試みる上でも、北朝鮮の対米直接協議への懸念を隠そうとはしなかった。白壽榮駐仏大使は金溶植に米朝関係への注意を喚起した上で、フランス側からの返答を待っていることを記していた。⁽⁹⁸⁾ わけても、ロジャーズ国務長官が会見で、北朝鮮が韓国とだけではなく米国とも関係を改善しようとする「兆候」がみられるとし、米国は「あらゆる国家」との関係改善を目指すと言明したとき、金溶植はハビブを訪ね、ロジャーズ国務長官が言及した「兆候」とそれに対する米国の対応を質した。⁽¹⁰⁰⁾ さらに、訪米した大統領安全保障担当秘書官の咸秉春は、ホルドリッジに対して少なくとも民間次元で米朝間の接触がありうるとして警戒を解かなかつた。咸秉春は、米朝接触は韓国と中ソ両国との間の接触に寄与しなければならぬと強調し、韓国がすでにフランスにその仲介を依頼した経緯を明らかにし、ホルドリッジもそれを考慮するよう返答した。⁽¹⁰¹⁾ 韓国は北朝鮮との間の相互不可侵を求める一方で、自らの対中ソ関係の進展を条件とすることで米朝接触を牽制しつつ、南北対話の空洞化を避けようとしたのである。

六 結語——「四大国保障論」への接近と限界——

「ニクソン・ドクトリン」と一九七二年の外交教書に謳われた紛争「局地化」と「大国間の協調」という構図が、典型的に試されたのは軍事停戦体制であった。米国はロジャーズ少将の提案にみられるように、軍事停戦体制を南北間に「局地化」しつつ、軍事停戦委員会に復帰した中国人民志願軍代表団と協調した上で軍事停戦を管理することを考えた。この提案は実現することはなかったが、その後の米中関係の展開を考えると、ある種の通時性をもっていた。「ポーロⅡ」での討議でキッシンジャーと周恩来は、南北間の相互不可侵の必要性を共有

しつつ、米中間の協調の上で「朝鮮半島の公認された平和的地位」について暗黙の了解を得た。これは国連軍司令部の解体を不可避とするが、周恩来はその過程で中国の関与が確立されることを優先した。しかし、コミニケ起草作業でも明らかのように、キッシンジャーと周恩来は、UNCURK解体に同意しながらも、国連軍司令部については当面温存することで暗黙の了解を交わした。朝鮮半島における紛争「局地化」が、韓国の安全保障と統一問題のために存在する国連の権能を剝奪する側面をもっていたことを考えると、韓国だけではなく、米中両国が国連軍司令部を当面温存する方針を下したことは、この時期の朝鮮半島における紛争「局地化」の限界を示していたといわなければならない。

これと関連して、ニクソン訪中公告後、北朝鮮も従来の「南朝鮮革命論」を一旦留保して、朴正熙政権との対話に着手したが、その間も米国との接触の可能性を放棄しなかった。「ポーロII」での討議でキッシンジャーが明らかにしたように、ニクソン訪中公告を遡る一九七一年一月、北朝鮮が米国に接触を試みていたが、その後ニクソンがヴェトナム和平のために北ヴェトナムとの二国間の秘密交渉を重ねていたことから示唆を受け、板門店を舞台に対米接触を試みていた。それは「プエブロ号事件」の事後処理のような一過性のもではなかった。金日成は後に、「米國務省のある高位官吏」の発言として、米国は「あらゆる国家」との関係改善を目指すとしたロジャーズ國務長官の発言を取り上げ、「米帝国主義者らと対話をしたこともなく、彼らに秋波を送ったこともない⁽¹⁰⁾」と述べたが、それは明らかに事実⁽¹⁰⁾に反していた。また金日成は、朴正熙に南北平和協定の締結を求めていたが、「上海コミニケ」が国連軍司令部への言及を避ける中、北朝鮮は依然としてその必要性を訴えていた。したがって、この時点で米国、韓国、中国が国連軍司令部を当面温存することを考える中、北朝鮮だけが独り早い、急な国連軍司令部の解体を望んでいたことになる。それ以降の米中協議が国連軍司令部を解体に導くことができなければ、北朝鮮には対米関係でこの問題を提起する余地は残されていたとみななければならない。ニクソン政権

の紛争「局地化」の試みにもかかわらず、それは北朝鮮の対米接触を断念させるには至らなかったことになる。

この構図は同時に、ニクソン訪中以降の多国籍協議論の限界を示していた。本来、一九五〇年代から六〇年代にかけて、ジュネーヴ会議を範とする多国籍協議を提案し、南北間の平和体制樹立を訴えていたのは北朝鮮であり、韓国はそれを拒絶し続けていた。ところが、ニクソン訪中公告を前後して、韓国は、「力の真空状態」に乗じて北朝鮮が対南武力行使を抑制するため、「非敵性共産圏」の概念を拡大して中ソ両国への接触を試みていた。確かに、これが金大中の「四大国保障論」のような秩序形成を意識していたとはいえない。朴正熙は七二年の年頭記者会見でも「四大国保障論」について、改めて「極めて危険な考え方」と批判していた。しかし、この時期の韓国は、大国による南北間の合意を大国が保障することに無関心であったわけではなかった。李厚洛は「国家非常事態宣言」の直前、来るべき「より高位の会談」で南北間の武力不行使を約束し、それを大国が保障する案をハビブに伝えていた。当時の韓国は、かつて朴正熙が批判した「四大国保障論」に徐々に接近しつつあったといつてよい。もとより、李厚洛のいう南北間の不可侵の誓約は、国連軍司令部の解体、在韓米軍の撤収をもたらしないう限りにおいて有効と考えられた。その限界を知悉しつつも、すでに北朝鮮の対米接触の試みを周知されていた韓国は、北朝鮮を南北対話に従事させるため、北朝鮮の対米接触を牽制せざるをえなかった。「上海コミュニケ」発表後、韓国がフランスを介して対中ソ関係の改善を考えたとき、最も懸念したのも米朝間の接触の可能性であった。韓国はこの時期、南北対話を進める一方、北朝鮮の対米接触を牽制しつつ、迂回的に対中ソ関係を通じて北朝鮮の対南武力行使を抑制しなければならなかったのである。

金日成の発言をみても、北朝鮮の対南政策が韓国の試みと接点をもっていたとはいえない。金日成が国連軍司令部の解体を執拗に求めていた状況で、北朝鮮が国連軍司令部を温存したまま、南北間の不可侵を誓約し、それを大国が保障することを受け入れるとも考えにくかった。事実、後に金日成はジュネーヴ会議と同様の多国籍協

議について、「朝鮮問題をそうした方法で扱う必要はないと思います⁽¹⁰⁾」と述べていた。しかも、北朝鮮がこの時期、米国との直接協議の余地を残していたことを考えると、南北対話が停滞すれば、北朝鮮が国連軍司令部解体、在韓米軍撤収のため、米国との直接協議を模索する外交的余地は残されていたことになる。韓国がそれまで拒絶した多国間協議に接近し、本来それを提唱していた北朝鮮が関心を失っていったのは逆説という他ない。

やがて、李厚洛のいう「より高位の会談」を経て、南北対話は「自主・平和・民族大団結」を謳う「七・四南北共同声明」を生むが、右に述べた争点をめぐり停滞に追い込まれることになる。さらに、朴正熙は一九七三年六月二三日、「平和統一外交宣言」を発表し、「統一への障害にならないという前提」で南北国連同時加盟に「反対しない」と述べた上で、「全ての国家に門戸を開放」し、「理念や体制を異にする諸国」にも門戸開放を求めた⁽¹⁰⁾。他方、北朝鮮も南北対話の決裂後、最高人民会議が米議会に書簡を送り、韓国だけではなく中国も排除して米朝間の平和協定を提起することになる。しかし縷説の通り、韓国と北朝鮮は異なる動機から、軍事境界線を挟んで敵対する勢力との関係改善を模索する構図は、「七・四南北共同声明」以前に生まれようとしていた。これは同時に、ニクソン政権が試みた朝鮮半島における紛争「局地化」と米中両国が共同で試みた「大國間の協調」を共に動揺させるものであったことはいまでもない。

(1) この間の経緯については、さしあたり、拙稿「韓国の国防産業育成と日米韓関係——「韓国条項」後の安全保障関係の再調整」小此木政夫・張達重編『戦後日韓関係の展開』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年を参照されたい。なお、以下、NSDM-48からの引用は、以下の文献による。『National Security Decision Memorandum 48, Washington, March 20, 1970,』*Foreign Relations of the United States, Volume XIX: Part 1 Korea, 1969-1972* (Hereafter Cited as *FR: Korea*), Washington DC: United States Government Printing Office, 2010, pp. 148-150.

- (2) 「新年辞(一九七一年一月一日)」『朴正熙大統領演説文集(第八輯)』ソウル、大統領秘書室、発行年不詳、一八頁(韓国語)。
- (3) ニクソン訪中公告以降、北朝鮮が強いられた革命路線の転換については、拙稿「韓国第七代大統領選挙『安保論争』と北朝鮮——『ニクソン・ドクトリン』認識と多国間協議論(四・完)」『防衛大学校紀要(社会科学分冊)』第一〇一輯(二〇一〇年三月)を参照されたい。
- (4) 「朝鮮軍事停戦委員会朝中方新任命的中国人民志愿軍委員——何渠若同志拜会朝中方面韓澄玉少將」『人民日報』一九七二年六月一九日。本稿は、拙稿「米中接近と韓国——『大國間の協調』と軍事停戦体制」増田弘編『ニクソン訪中と冷戦構造の変容——米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年と重複する部分もあるが、新たに公開された資料を検討しつつ、軍事停戦体制の運用と米中両国の認識を中心に記述するものである。
- (5) 「安保論争」については、拙稿「金大中『四大国保障論』の生成と展開——韓国第七代大統領選挙『安保論争』の断面」鏗木昌之・平岩俊司・倉田秀也編『朝鮮半島と国際政治——冷戦の展開と変容』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、および、拙稿「『安保論争』と朴正熙の『四大国保障論』批判——『大國間の協調』認識の相剋」慶應義塾大学法学部編『慶應義塾創設一五〇年記念論文集——慶應の政治学・国際政治』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年を参照。
- (6) “Memcon, Kissinger and Zhou, ‘Korea, Japan, South Asia, Soviet Union, Arms Control,’ 22 October 1971, 4:15-8:28 p.m.” (<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB70/doc13.pdf>), p.9 (邦訳「文書一〇 第四回周恩来・キッシンジャー会談」一九七一年一月二二日)毛里和子・増田弘監訳『周恩来・キッシンジャー機密会談録』岩波書店、二〇〇四年、一八五頁)。以下、第四回周恩来・キッシンジャー会談録からの引用は、この邦訳文による。
- (7) 洪錫律「一九七〇年代前半の北米関係——南北対話、米中関係改善との連関下で」『国際政治論叢』第四四輯二号(二〇〇四年)、三四頁(韓国語)。一九七〇年一〇月にも、アメリカ共産党全国委員会委員長のウインストン(Henry M. Winston)を団長とする代表団が訪朝していた(『朝鮮中央年鑑 一九七二』平壤、朝鮮通信社、一九七二年、五〇〇頁(朝鮮語))。

- (8) 「米合衆国国会に送る書簡」『民主朝鮮』一九七四年三月二六日(朝鮮語)。
- (9) 李養鎬(研究執筆責任)『軍事停戦委員会本会議録分析』ソウル、国土統一院調査研究室、発行年不詳、二〇七頁(韓国語)。
- (10) 「第三一七次、一九七一・六・二」『軍事停戦委員会本会議録』三二二〜三二〇次(分類番号七二九・五二一、登録番号四三五六)所収(韓国語)。
- (11) 「[Confidential] Memorandum, 'The United States and the United Nations in Korea,' [Part 2 of 2].” *The Rise and Fall of Detente on the Korean Peninsula, 1970-1974: A Critical Oral History, Document Reader* (hereafter cited as *The Rise and Fall of Detente on the Korean Peninsula*), July 1-2, 2010, Woodrow Wilson International Center for Scholars, Washington, DC, Organized by the North Korea International Documentation Project and the University of North Korean Studies, pp. 433-438.
- (12) 前掲拙稿、「『安保論争』と朴正熙の『四大国保障論』批判」一三四頁。
- (13) 「国連軍側のDMZ平和維持方案、一九七一・六・二」軍停委第三一七次本会議「前掲」『軍事停戦委員会本会議録』三二二〜三二〇次所収(韓国語)。See also, James M. H. Lee, “The Korean Armistice and North-South Dialogue,” *The Korea Society Quarterly*, Summer, 2001, p. 12.
- (14) 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人声明」『労働新聞』一九七一年六月一八日(朝鮮語)。
- (15) 「国連首席を韓国人に——現代表ロジャーズ少将主張(ソウル四日、APR 同和)」一九七一年七月五日(韓国語)。以下、この会見からの引用はこの文献による。なお、ロジャーズは後の離韓に際し、「板門店における米国の関与を低めるための段階的計画をもって」発言し、それが軍事停戦委員会で公式に提案した共同警備区域の警備兵の削減(第二段階)、非武装地帯の非武装化(第三段階)からなることを明らかにした。これについては、「ロジャーズ五項目計画」、前掲「軍事停戦委員会本会議録」三二二〜三二〇次所収(韓国語)。および、拙稿「朝鮮半島平和体制樹立問題と米韓——多国間協議の規範と関与」山本吉宣編『アジア太平洋の安全保障とアメリカ』、彩流社、二〇〇五年、一五四〜一五五頁。ロジャーズは第四段階、第五段階の内容については公表を控えた。
- (16) 「李先念李德生同志率我党政代表团至平壤」『解放軍報』一九七一年七月一日。

- (17) 「朝鮮人民軍韓滢玉同志所屬部隊挙行集会」『解放軍報』一九七一年七月一六日。
- (18) Jim Freeland, "Posting 'Road Map' for Less Tension at Pannunjom," *Pacific Stars and Stripes*, July 28, 1971.
- (19) 『韓国日報』一九七一年七月七日(韓国語)。
- (20) 『朝鮮日報』一九七一年七月七日(韓国語)。なお韓国外務部では、その直後のニクソン訪中公告を受け、軍事停戦委員会で国連軍側首席代表は「いざれわれわれが務める」とし、それを「停戦委(員会)の韓国化」(括弧内は引用者)とする見解も示された。これについては、拙稿「韓国の『自主国防論』と多国間協議論——同盟理論と相關関係に関する解釈的検討」『国際安全保障学会編『国際安全保障』第三三巻第四号(二〇〇六年三月)、六四頁。
- (21) 「韓国人軍停戦首席代表任命問題」『軍事停戦委員会韓国人首席代表任命問題』一九七一年七月二二(分類番号七二九・五、登録番号五一七七)所収(韓国語)。
- (22) ソウル新聞社編著『駐韓美軍三〇年』ソウル、杏林出版社、一九七九年、三七三〜三七四頁(韓国語)。
- (23) "Telegram from the Embassy in Korea to the Department of State, Seoul, February 2, 1971, 0815Z," *FR: Korea*, pp.224-226.
- (24) "U.S. Will Keep MAC Top Job," *Pacific Stars and Stripes*, July 25, 1971.
- (25) 確かにそれ以前、軍事停戦委員会に中国人民志願軍代表団が復帰した後、第三二八次軍事停戦委員会本会議(一九七一年七月九日)が開催されていた。ただし、そこで何渠若は階級章を付けていなかったため参加資格はないとされ、実質的討議は行われなかった(See, "First Appearance Since '66: Chinese Return to MAC Meetings," *Pacific Stars and Stripes*, July 11, 1971. 李養鏞、前掲書、二二三頁)。これに関連して、何渠若が外交部所屬の文官であったとの指摘(『朝鮮日報』一九七一年七月一〇日(韓国語))もあったが、何渠若の死去に際して経歴を紹介した『解放軍報』報道にも、そのような記述はない(何渠若同志追悼会在沈陽挙行)『解放軍報』一九七三年九月一七日)。
- 何渠若が階級章を着けていなかったのは、文化大革命中の階級制度廃止の影響と考えられる。
- (26) 「第三二七次、一九七一年七月二九」前掲、「軍事停戦委員会本会議録、三二二〜三二〇次」所収(韓国語)。「朝中方面首席委員向敵方提出七点強烈要求」『解放軍報』一九七一年七月三一日。

- (27) 「金党首権限代行記者会見」『民主前線』一九七一年六月一日（韓国語）。
- (28) 「第七代大統領就任辞（一九七一年七月一日）」前掲、「朴正熙大統領演説文集（第八輯）」、三三二頁（韓国語）。
- (29) 拙稿「朴正熙政権期韓国の『自立』と正統性問題——『善意の競争』提案と『国民総和』概念」岡部達味編『アジア政治の未来と日本』、勁草書房、一九九五年、九一頁を参照。
- (30) 「一九七一年度国防大学院卒業式および第一六期合同参謀大学卒業式論旨（一九七一年七月二〇日）」前掲、「朴正熙大統領演説文集（第八輯）」、三八二頁（韓国語）。
- (31) 「[Secret] Telegram, Department of State to American Embassy Seoul (State 131838), 'Korean Ambassador Kim's Call on Secretary re President's Announcement of Peking Visit', " *The Rise and Fall of Detente on the Korean Peninsula, op. cit.*, pp. 469-470.
- (32) 「中国代表権問題——その間の推移とわが国の立場、一九七一年六月、外務部」『中国（旧中共）の国連加盟（中国代表権問題）一九七一・一〇・二五・全五巻Ⅴ・二・一九七一・六一九』（分類番号七三一・二一CP、登録番号四三八〇）所収、一三頁（韓国語）。
- (33) 「米帝に反対するアジアの革命的人民らの共同闘争は必ず勝利するであろう——カンボジア国家元首でありカンボジア民主前線委員長であるノロドム・シアヌーク親王を歓迎する平壤市群集大会で行った演説（一九七一年八月六日）」『金日成全集（四七）』平壤、朝鮮労働党出版社、二〇〇三年、一二二頁（朝鮮語）。
- (34) "Memorandum from Secretary of Defense Laird to President Nixon, Washington, July 19, 1971," *FR: Korea*, p. 260.
- (35) 「第七七回国会会議録第七号（一九七一年八月七日）」ソウル、大韓民国国会事務処、一九七一年、一四九頁（韓国語）。以下、第八代国会第七七回本会議からの引用はこの文献による。
- (36) 「人道的南北会談を提案する大韓赤十字社総裁声明書」『南北対話史料集（第二巻）』ソウル、国土統一院、発行年不詳、二七頁（韓国語）。
- (37) 金溶植「希望と挑戦——金溶植外交回顧録」ソウル、東亜日報社、一九八七年、二二二頁（韓国語）。
- (38) 「大韓赤十字社の家族捜し運動提起に関する国内外反響（一次報告）」『南北赤十字会談予備会談、第一——一〇

- 次・板門店、一九七一年・九・二〇—二一・二四・全二卷(V・1基本文書綴)(分類番号七二六・三三、登録番号四二九〇)所収(韓国語)。
- (39) 「第二六周年」光復節「慶祝辞(一九七一年八月一日)」前掲、『朴正熙大統領演説文集(第八輯)』、四一五頁(韓国語)。以下、朴正熙による一九七一年の光復節演説からの引用はこの文献による。
- (40) 「[Secret] Telegram, American Embassy Moscow to Secretary of State (Moscow 08176), 'ROK Contacts with Soviets.'」*The Rise and Fall of Detente on the Korean Peninsula*, *op. cit.*, p. 600.
- (41) 「Telegram from the Department of State to the Embassy in Korea Washington, September 23, 1971, Washington, September 23, 1971, 0005Z,」*FR: Korea*, pp.279-280.
- (42) 「[Secret] Telegram, Department of State to American Embassy Seoul and American Embassy Moscow (State 20137), 'ROK Contacts with Soviets.'」*The Rise and Fall of Detente on the Korean Peninsula*, *op. cit.*, p.607.
- (43) See, Henry A. Kissinger, *White House Years*, Boston: Little Brown, 1979, p. 786 (桃井眞監修／斎藤彌三郎・小林正文・大船人一・鈴木康雄訳『キッシンジャー秘録③北京に飛ぶ』、小学館、一九八〇年、二四〇頁)。「周首相との会見詳報」『朝日新聞』一九七一年二月六日。および『周恩来語録』、秋元書房、一九七二年、一六四頁。
- (44) 「Memcon, Kissinger and Zhou, 10 July 1971, Afternoon (12:10 p.m.-6:00 p.m.), Top Secret/Sensitive/ Exclusively Eyes Only, with Cover Memo by Lord, 6 August 1971,」(<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB66/ch-35.pdf>), p. 24 (邦訳「文書」第二回周恩来・キッシンジャー会談、一九七一年七月一日)毛里・増田監訳、前掲書、六三頁。この詳細は、前掲拙稿「韓国第七代大統領選挙『安保論争』と北朝鮮(四・完)」を参照。
- (45) 「Analytical Summary of NSSM 141 Study: Implications for U.S. Policy of the Participation of the People's Republic of China in Multilateral Diplomacy, December 6, 1971」(<http://nsarchive.chadwyck.com/nsa/documents/CH/00231/all.pdf>), pp. 9-10.
- (46) 「朝鮮労働党と共和国政府の対内外政策の幾つかの問題について——日本『朝日新聞』編集局長および共同通信

- 社記者と行った談話（一九七一年九月二五日、一〇月八日）『金日成全集（四七）』平壤、朝鮮労働党出版社、二〇〇三年、二四五～二四六頁（朝鮮語）。
- (47) “First U.S. Draft, 10/22-8:00 P.M. Draft Joint Communiqué, HAK Visit to PRC-Momcons-Original, October 1971,” The Nixon Administration and Foreign Affairs, 1969-1974, Part 2: National Security Files, Section 1: For the President’s Files, China and Vietnam Negotiations [Microform] (Hereafter Cited as NSC File), Woodbridge: Primary Source Media, 2009.
- (48) 魏史言「基辛格第二次訪華」外交部外交史研究室編『新中国外交風雲（第三輯）』北京、世界知識出版社、一九九四年、六七頁。
- (49) “First Chinese Draft, 10/24-9:30 P.M., Joint Communiqué (Tentative Draft),” NSC File.
- (50) “Second U.S. Draft, 10/25-10:15 A.M. Draft Joint Communiqué,” *ibid*.
- (51) “Third U.S. Draft, 10/25-10:00 P.M. Draft Joint Communiqué,” and “Third Chinese Draft, 10/26-4:45 A.M. Joint Communiqué (Tentative Draft),” *ibid*. 周恩来は米国の第二次草案から軍事停戦に関する文言を削除した点を明確に指摘してゐた。See, “Memcon, Kissinger and Zhou, ‘Communiqué,’ 25 October 1971, 9:50-11:40 p.m., Top Secret/Sensitive/Exclusively Eyes Only” (<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB70/doc18.pdf>), p.6 (邦訳「文書一五 第九回周恩来・キッシンジャー会談、一九七一年一〇月二五日」毛里・増田監訳、前掲書、二七二頁)。前掲拙稿「米中接近と韓国」一七一頁も参照のこと。
- (52) 「南朝鮮同胞兄弟姉妹諸政党、社会团体人士に送る朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議アピール」『労働新聞』一九七一年四月一四日（朝鮮語）。
- (53) 「金一八項目提案」は、王泰平主編『中華人民共和國外交史（第三卷）』北京、世界知識出版社、一九九九年、四〇頁を参照。キッシンジャーと周恩来の間で「金一八項目提案」がいかにかに扱われたかについては、前掲拙稿「米中接近と韓国」一六六～一六七頁を参照されたい。なお、キッシンジャーが周恩来との会談を終えてニクソンに送った報告書には、「平和統一八項目提案」と「金一八項目提案」を混同していた箇所がある。キッシンジャーはここで「周恩来は一九七一年四月に北朝鮮が公表した八項目提案を手渡した」と記した上で、その提案が在韓米軍の撤収、

- UNCURKの解体などを主張し、米国を「罵倒するもの」であったと報告していた。しかし、「平和統一八項目提案」は対南提案であり、UNCURKについての言及はなく、UNCURK解体の主張を盛り込んだのは「金一八項目提案」であった。See, "Memorandum from President's Assistant for National Secretary Affairs (Kissinger) to President Nixon, Washington, Washington DC: United States Government Printing Office, 2004, p.546).
- 1969-1976, Washington DC: United States Government Printing Office, 2004, p.546).
- (54) 社説「中国人民と世界人民の偉大なる勝利」『労働新聞』一九七一年一〇月二八日(朝鮮語)。
- (55) 「歴史潮流不可抗拒」——《人民日報》社論(一九七一年一〇月二八日)『歴史潮流不可抗拒——我国在聯合国的一切合法權利勝利恢復』北京、人民出版社、一九七二年、三一—三三頁。
- (56) 社説「歴史の流れに逆らうことはできない」『労働新聞』一九七一年八月八日(朝鮮語)。
- (57) 「中華人民共和國代表團團長喬冠華在聯合國大會上的發言(一九七一年一月一日)」前掲、『歴史潮流不可抗拒』九頁。
- (58) Kissinger, *op. cit.*, p. 1018 (邦訳、桃井眞監修／斎藤彌三郎・小林正文・大畑人一・鈴木康雄訳『キッシンジャー秘録④モスクワへの道』、小学館、一九八〇年、一三〇頁)。
- (59) 「拡大パリ会議第一一九回本会議の南ベトナム共和臨時革命政府代表グエン・チ・ビン女史七項目提案演説(一九七一年七月一日、パリ)」浦野起央編著『資料体系／アジア・アフリカ国際関係政治社会史(第二卷・アジアIV e)』、パピルス出版、二〇〇四年、二四一七—二四二〇頁。以下、グエン・チ・ビンの「七項目提案」からの引用はこの文献による。
- (60) 社説「南部ヴェトナム問題の正当な解決のための合理的提案」『労働新聞』一九七一年七月六日(朝鮮語)。
- (61) Cecil B. Currey, *Victory at Any Cost, the Genius of Viet Nam's Gen. Vo Nguyen Giap*, Washington D.C.: Brassey's 1997, p. 285.
- (62) 「ヴェトナム民主共和国に滞在している朝鮮民主主義人民共和国党および政府代表団とヴェトナム民主共和国党および政府代表団間に会談があった」『労働新聞』一九七一年一〇月二七日(朝鮮語)。
- (63) 「共同コミュニケ」『労働新聞』一九七一年一月二日(朝鮮語)。

- (65) “Memcon, Kissinger and Zhou, UN and Indochina, 4:42-7:17 p.m., Top Secret/Sensitive/Exclusively Eyes Only” (<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB70/doc12.pdf>), pp. 12-13 (邦訳「文書九 第三回周恩来・キッシンジャー会談」一九七一年一月二二日)毛里・増田監訳、前掲書、一六三～一六四頁)。
- (66) Kissinger, *op. cit.*, pp. 1043-44 (邦訳「桃井眞監修 前掲書『キッシンジャー秘録④』」一五七頁)；Luu Van Loi and Nguyen Anh Vu, *Le Duc Tho-Kissinger Negotiations in Paris*, Hanoi: The Gioi Publishers, 1996, pp. 209-210.
- (67) “The President News Conference, November 12, 1971” (<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=3217>).
- (68) 「ベトナム解放通信のニクソン米大統領の一九七一年一月二二日記者会見に対する論評」浦野起央編著「資料体系／アジア・アフリカ国際関係政治社会史(第二巻・アジアⅣc)」パピルス出版、二〇〇四年、一九三三頁。
- (69) “Message, Hanoi Political Bureau to Vietnamese Delegation in Paris, November 17, 1971,” Jeffery Kimball, *The Vietnam War Files: Uncovering the Secret History of Nixon-Era Strategy*, Lawrence: University Press of Kansas, 2003, p. 199；Luu and Nguyen, *op. cit.*, p. 212.
- (70) 「拡大パリ会談南ベトナム共和臨時革命政府代表クエン・チ・ビン女史の七項目提案補足発言(要旨)」(一九七一年七月六日)「浦野起央編著 前掲書『資料体系／アジア・アフリカ国際関係政治社会史(第二巻・アジアⅣe)』」一四二頁。
- (71) 『周恩来軍事活動記事(一九一八～一九七五)・下巻』北京、中央文献出版社、二〇〇〇年、七四〇頁。
- (72) Chris Connolly, “The American Factor: Sino-American Rapprochement and Chinese Attitudes to the Vietnam War, 1968-72,” *Cold War History*, Vol. 5, No. 4 (November 2005), p. 518. 共同声明④「中国共産党中央委員会、中華人民共和国政府和越南労働党中央委員会、越南民主共和国政府聯合公報」『人民日報』一九七一年一月二七日を参照。
- (73) James H. Mann, *About Face: A History of America's Curious Relationship with China, from Nixon to Clinton*. New York: Alfred A. Knopf, The New Press, 1998, p. 39 (邦訳「鈴木主税訳『米中奔流』」共同通信社、一九九九年、六四～六五頁)。

- (73) Bernd Schaefer, *North Korean "Adventurism" and China's Long Shadow, 1966-1972*, Working Paper No.44, *Cold War International History Project*, Washington, D.C.: Woodrow Wilson International Center for Scholars, October 2004, pp. 35-36.
- (74) 中共中央文献室編『周恩來年譜(下卷)』北京、中央文獻出版社、一九九七年、四九三頁。
- (75) 「国家非常事態宣言(一九七一年二月六日)」前掲、『朴正熙大統領演説文集(第八輯)』、四九八頁(韓国語)。
- (76) 「年頭記者会見(一九七二年一月一日)」朴正熙大統領演説文集(第九輯)ソウル、大統領秘書室、発行年不詳、四五頁(韓国語)。以下、朴正熙による一九七二年の年頭記者会見からの引用はこの文献による。
- (77) 「国家非常事態宣言に際しての特別談話文(一九七一年二月六日)」前掲、『朴正熙大統領演説文集(第八輯)』、五〇〇頁(韓国語)。以下、この特別談話文からの引用はこの文献による。
- (78) 「新年辞(一九七二年一月一日)」前掲、『朴正熙大統領演説文集(第九輯)』、一三三頁(韓国語)。
- (79) 康仁徳・宋鍾奐他、『南北会談——七・四から六・一五まで』ソウル、極東問題研究所、二〇〇四年、一五一頁(韓国語)。および、金志炯『デタントと南北関係』ソウル、先人、二〇〇八年、一五七頁(韓国語)。See also, "Date and Time: November 20, 1971, 10:05-12:20, Location: Conference Room, Neutral Nations Supervisory Commission, Panmunjeom," James Person (ed.), *New Evidence on North Korea: North Korea International Documentation Project Document Reader*, Prepared for the Conference: New Documents and New Histories; Twenty-First Century Perspectives on the Korean War, June 16-17, 2010, Independence, Missouri Organized by Harry S. Truman Presidential Library and the Woodrow Wilson International Center for Scholars' North Korea International Documentation Project, pp. 213-215.
- (80) 「鄭洪鎮南北調節委員会ソウル側監査委員(二〇〇三・五・二二)」康仁徳・宋鍾奐他、前掲書、四九八頁(韓国語)。
- (81) 「Telegram from the Embassy in Korea to the Department of State, Seoul, December 2, 1971, 0952Z," *FR: Korea*, pp. 298-299. 以下、この電報からの引用は、この文献による。
- (82) 金聖鎮『朴正熙を語る——その改革、政治、そして過剰忠誠』ソウル、サルムカクム、二〇〇六年、一四四〜一

四五頁（韓国語）。

- (83) 「教育事業で社会主義教育学の原理を徹底して具現することについて——全国教育大会で行った演説（一九七一年二月二七日）」前掲、『金日成全集（四八）』、三八四頁（朝鮮語）。
- (84) 「朝鮮民主主義人民共和国の当面する政治経済政策と幾つかの国際問題について——日本《読売新聞》記者が提起した質問に対する回答（一九七二年一月一〇日）」同右、一六六—一六七頁（朝鮮語）。
- (85) 米國務省も、この提案の内容が過去の金日成の発言と大きく異なることを注視していた。See, “[Confidential] Telegram, Department of State to American Embassy Seoul, Embassy Tokyo, Seoul and Hong Kong (Seoul 0354),” *The Rise and Fall of Detente on the Korean Peninsula, op. cit.*, p. 684. 上の電報は、その約二週間後に日本社会党機関紙『社会新報』に掲載された会見で、金日成が南北平和協定の締結が在韓米軍撤収を前提としないことを「こんどの平和協定が過去のものとはちがう点」として強調したことにも改めて注意を喚起していた。なお、『社会新報』との会見は上記の『読売新聞』との会見の翌日（一九七二年一月一日）に行なわれた。金日成の『社会新報』との会見内容は、「金日成首相と語る」『社会新報』一九七二年一月二六日を参照。
- (86) この詳細は、前掲拙稿「韓国第七代大統領選挙『安保論争』と北朝鮮（四・完）」を参照。
- (87) ハン・ウンホ「南北政治協商を進行することに関する方案は遅滞なく実現されなければならない」『労働新聞』一九七二年二月二二日（朝鮮語）。なお、一九七一年二月一日に金日成と会見したソ連最高会議代表団からの情報に駐朝ソ連大使経由で入手し纏めた駐朝ハンガリー大使館の電報によれば、七一年一月末の朝鮮労働党中央委員会第五期第三次全体会議では、「南朝鮮」の「進歩勢力」は依然弱く、「革命的な状況」にないことが指摘され、「進歩勢力」が力を得るために朴正熙を孤立させ、「破産」に追い込まなければならぬとの意見が交わされたという。金日成も美術品の交換、体育人の交流などの対南提案を行い、「極右政党」とも協議する用意を示すことで、朴正熙にも「非常口」を与える意思を示した。そこで金日成は、朴正熙が生き残りたければ、その「非常口」を使うであろうし、使わなければ消滅するべあらうと述べたところ（“Telegram, Hungarian Embassy DPRK to Hungarian Foreign Ministry,” *The Rise and Fall of Detente on the Korean Peninsula, op. cit.*, p. 656）。
- (88) “Memorandum for Dr. Kissinger, January 31, 1972” (<http://galenet.galegroup.com/servlet/DDRS?vrsn=->

- 1.0&slb = K/E&locID = jnda&srcht = basic&c = 666&ste = 4&txb = korea&sortType = RevChron).
- (89) "Memorandum from John H. Holdridge of the National Security Council Staff to the President's Assistant for National Security Affairs (Kissinger), Washington, February 12, 1972," *FR: Korea*, pp. 316-317.
- (90) "Indochina: An Equitable Proposal for Peace. Address by President Nixon," *Department of State Bulletin*, Volume LXVI, No.1703 (February 14, 1972), pp. 181-185.
- (91) 「社会主義社会への職業同盟の性格と任務について——朝鮮職業総同盟第五次大会で行った演説（一九七一年一月二十四日）」前掲『金日成全集（四八）』、五九頁（朝鮮語）。
- (92) "Joint Communiqué between the People's Republic of China and the United States," *Department of State Bulletin*, Volume LXVI, No.1708 (March 20, 1972), pp. 435-438. 「中美聯合公報（一九七二年二月二十八日）」廉正保主編『中華人民共和國外交大事記（第四卷）』北京、世界知識出版社、二〇〇三年、三五一〜三五六頁。以下、引用は、「文書二」ニクソン大統領訪中に際しての米中共同コミュニケ（上海コミュニケ）、一九七二年二月二十八日、毛里・増田監訳、前掲書、三三六〜三三九頁による。なお、駐朝東独大使館によると、ニクソン訪中に合わせて北朝鮮外務省関係者が大挙して訪中し、一月下旬に金日成も極秘に訪中したと云う（See, Schaefer, *op. cit.*, pp.36-37）。
- (93) "Memorandum of Conversation, 23 February 1972, 2:00 p.m.-6:00 p.m.," <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB106/NZ-2.pdf>, pp. 16-17 (邦訳「一九七二年二月二三日 ニクソン・周恩来第二回会談」毛里和子・毛里興三郎訳「ニクソン訪中機密会談録」、名古屋大学出版会、二〇〇一年、九九〜一〇〇頁。以下、ニクソン・周恩来第二回会談からの引用はこの文献による。なお、ニクソン訪中の際の周恩来との朝鮮問題討議については、前掲拙稿「米中接近と韓国」一七三頁も併せて参照）。
- (94) 王泰平主編、前掲書、四〇〜四二頁。
- (95) 社説「勝利は正義の偉業のための人民の側にある」『労働新聞』一九七二年三月四日（朝鮮語）。
- (96) 『韓国外交関係資料集（立法参考資料第一九三号）』ソウル、国会図書館立法調査局、一九七六年、四〇七頁（韓国語）。
- (97) 『われわれの平和統一外交』ソウル、外務部、一九七七年、一二七頁（韓国語）。

- (98) 「受信：外務部長官、発信：駐仏大使」『Nixon, Richard 米国大統領中国（旧中共）訪問、一九七二・二・二一—二八 全三巻（V・二一九七二年）』（分類番号、七二七・七二US／CP、登録番号五二二〇）所収（韓国語）。当時の駐仏大使が白壽榮であったことは、『韓国外交三〇年』ソウル、外務部、一九七九年、四五二頁（韓国語）に492。
- (99) Murrey Marder, "Improved Ties Sought in '72," *Washington Post*, March 8, 1972. なお、在日本朝鮮人総聯合会第一副議長の金炳植もまた、米朝間の「国交樹立」は、「上海コミュニケ」と同様に「平和共存五原則」の基礎の上になされなければならぬと述べた（See, Selig S. Harrison, "North Korea Hints Shift on U.S. Ties," *Washington Post*, March 7, 1972）。
- (100) "[Confidential] Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State (Seoul 01396), 'ROK Concerns about U.S. North Korean Relations,'" *The Rise and Fall of Detente on the Korean Peninsula, op. cit.*, pp. 700-701. 金溶植、前掲書、二五九頁（韓国語）。
- (101) "Memorandum of Conversation, Washington, April 14, 1972," *FR: Korea*, pp. 334-335.
- (102) 「現国際国内情勢と人民軍の前に現れる幾つかの課題について——朝鮮人民軍東海地区陸海空軍指揮官、政治イルクン会議で行った演説（一九七二年三月二四日）」『金日成全集（四八）』三〇四〜三〇五頁（朝鮮語）。
- (103) 「米国《ニューヨーク・タイムズ》紙記者と行った談話（一九七二年五月二六日）」前掲、『金日成全集（四八）』、四四九頁（朝鮮語）。
- (104) 「平和統一外交政策宣言に関する特別声明（一九七三年六月二三日）」『朴正熙大統領演説文集（第一〇輯）』ソウル、大統領秘書室、発行年不詳、一六五頁（韓国語）。詳細は、拙稿「韓国『北方外交』の萌芽——朴正熙『平和統一外交宣言』の諸相」日本国際政治学会編『国際政治（朝鮮半島の国際政治）』第九二号（一九八九年一〇月）を参照されたい。